

平成20年度第6回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成21年2月3日（火曜日）

午後1時30分から午後4時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成20年度第6回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成21年2月3日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 田中 仁 委員 遠藤 勝彦 委員
加藤 徹 委員 高橋千代恵 委員 徳永 幸之 委員
両角 和夫 委員 山本 信次 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成20年度第6回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

はじめに企画部長より開会のごあいさつを申し上げます。

企画部長 開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日はご多忙の中、この会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

今年度、今回が最後の部会ということになりますけれども、毎回長時間に及ぶご審議を賜りまして、たくさんの貴重なご意見あるいはご指摘をちょうだいいたしましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

今年度は非常に事業数が多い、39の公共事業についてご審議をいただきまして、10月に答申をいただきました。県ではこの答申を受けまして、改めて考え方を整理してこれからの事業執行に反映させるべく、11月に評価書として評価結果を決定し、公表をしたところでございます。

委員の皆様方には公表の時に既にお知らせしていることでございますけれども、本日改めてこの評価書の内容をお知らせするとともに、昨年度の答申におきましてちょうだいいたしました附帯意見への対応状況などについてもご説明を申し上げますことにしています。また、2次事後評価の試行ということにつきましても本日ご報告を申し上げますので、ご指導をちょうだいできればと考えています。

さて、本県の公共事業評価制度でございますけれども、大変透明性の高い制度として構築されてきているなということをお負しているところでございます。今後は事前評価からいわゆる事後評価まで一貫した制度として定着をさせ、県民への説明責任を一層果たせるような形になるよう努めてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きご指導のほど、よろしく願い申し上げます。

また、委員の皆様方におかれましては3月末をもって今回の任期が満了いたします。冒頭でも御礼申し上げましたけれども、本当に本県の行政評価制度の立ち上げからその運営あるいはいろいろな面での改善ということにつきまして、多くの時間を割いてご審議あるいはご尽力いただき、いろいろな面でご指導をちょうだいしたことに対しまして改めて感謝を申し上げる次第でございます。

今後も、さまざまな場面におきましてご支援いただければ幸いですし、本日はこれまでの部会審議を総括いただくようなご意見、あるいは今後の評価制度の改善に向けたご意見などについてもちょうだいいたしたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

簡単ではございますけれども部会の開会に当たりましてごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会 本日は現在のところ森杉部会長はじめ7名の委員にご出席をいただいております。

行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、長田委員、沼倉委員におかれましては所用のため欠席する旨連絡をいただいております。また、遠藤委員には今こちらの方に向かっていくということでご連絡をいただいております。

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

配布しております資料ですが、次第、出席者名簿、資料1としまして、評価書と大きく書いてありますが平成20年度公共事業指標に係る評価書。資料2といたしまして、部会意見対応状況報告及び<試行>で2次事後評価について。資料3といたしまして、平成19年度公共事業再評価に係る部会意見対応状況報告。資料4といたしまして、<試行>となっておりますが2次事後評価調書。資料5といたしまして、加瀬沼公園整備事業に係る指定管理者制度について。資料5の補足といたしまして、指定管理者制度導入施設一覧（平成20年4月1日現在）という資料を配布しております。お手元にごございますでしょうか。

それでは会議に入りますが、ご発言の際にはマイクのスイッチをオンにして、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認してからお話しいただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

森杉部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

森杉部会長 本日の議題は、お手元の次第にありますように三つあります。

議事に入りますが、議事録署名委員を指名します。本日は徳永委員と両角委員にお願いしたいと思います。

会議は公開であります。傍聴に関しましては宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。写真撮影、録音につきましては、事務局の職員の指示に従ってください。

それでは議事の(1)です。平成20年度公共事業再評価に係る評価の結果についてということです。

説明をいただく形ですが、審議をするわけではありませんので、一応報告いただきましていろいろなコメント等もいただければと思っております。

説明をお願いいたします。

行政評価室長 それでは資料の1をごらん願いたいと思います。

平成20年度の公共事業再評価に係る評価の結果についてご説明を申し上げます。なお、この評価の結果につきましては昨年11月27日の公表時に各委員あてにお知らせをしておりましたが、改めて評価の概要と答申の意見に対する県の対応方針をご報告申し上げます

1ページをごらんいただきたいと思います、

本年度は 39 の公共事業につきまして、2 ページのところの 4 でございますけれども、評価の経過に記載のとおり 5 回の部会と 1 回の分科会、それから現地調査により審議し、11 月 4 日に部会の意見を答申としております。

「5. 行政評価委員会の意見」には、その答申内容を記載してございますが、39 すべての事業につきまして継続妥当といたしました。また、事業の実施に関する意見として幾つかの附帯意見を付しております。

県では、これらのご意見を踏まえまして最終的な評価を、評価の結果としてまとめております。それが 4 ページの「6. 評価の結果」になります。なお、39 の事業ごとに評価結果を作成しておりますが、今回は資料が膨大になりますことから添付を省略しておりますのでご了承願います。

それでは「6. 評価の結果」についてでございますが、県では最終的に 39 すべての事業につきまして事業継続としております。また附帯意見につきましては、その対応方針を記載しておりますので、その内容的なものをご説明させていただきます。

はじめに 1) 審議対象事業については、事業番号 2、一般県道出島線出島道路改良事業について、「今後の事業実施に当たっては一層の経費節減に努めること」とのご意見をいただき、「今後の事業実施に当たっては維持管理を含めた経費の節減に努める」こととしております。

次に事業番号 3、主要地方道角田山元線坂元道路改良事業、それから同じく 22 番の坂元川総合流域防災事業についてであります。「公共事業評価部会の審議により、道路事業と河川事業の計画調整がなされたことは好ましいことである。今後は関係事業課間における調整をより一層綿密に行い、効果的に事業を推進すること」とのご意見をいただき、「今後の事業実施に当たっては、関係事業課間をはじめ、関係自治体や関係機関との調整を一層綿密に行い、効果的に事業を推進する」こととしております。

次に事業番号 27 の長沼ダム建設事業については、「不特定用水の維持による利水利便の効果が得られるように、関係部局との連携を十分に強化して農業振興等を図ること」とのご意見をいただき、「不特定用水の維持による利水利便の効果が得られるように関係部局と十分連携して、農業振興等を図るように努める」こととしてございます。

次に、2) 今後の事業の実施に関する意見でございますけれども、(1) の河川事業及び下水道事業について、「事業区間の広域化や事業期間の長期化に伴い事業効果がわかりにくくなっていることから、再評価調書の短期的事業計画書には今後 10 年間の整備方針及び事業計画を可能な限り具体的に記載すること。休止している事業については、事業進捗状況との関連など、各事業に即した形でわかりやすく再評価調書に記載すること」とのご意見をいただきまして、「再評価調書の短期的事業計画書には今後 10 年間の整備方針及び事業計画を可能な限り具体的に記載することとする。また、休止している事業については、事業進捗状況との関連など、各事業に即した形でわかりやすく再評価調書に記載する」こととしてございます。

次に(2)の街路事業についてでございます。「事業費の算定に当たってはコストアップの可能性を十分に検討し、可能な限り正確に見積もるよう努めること。また、重要な未確定要素がある場合には再評価調書に記載すること。都市計画決

定された事業計画の場合であっても、決定の際に考えられた代替案を再評価調書に記載すること。街路景観について、今後はより一層配慮した上で事業を推進すること」とのご意見をいただき、「事前に確定していない項目も含めて全体事業費を正確に見積もることは難しい面もあるが、可能な限り正確に見積もるとともに、未確定要素についても記載するよう努める。また、都市計画決定された事業計画にあっても、代替案について再評価調書に記載することとする。街路事業の実施に当たっては、街路景観についても検討し、一層配慮する」こととしております。

最後に、3) 今後の公共事業再評価の実施に関する意見についてでございますけれども、「再々評価事業については、前回再評価時からの事業進捗がわかるように、前回の進捗率を再評価調書に記載すること。事業計画に大きな変更があった場合には変更に至るまでの決定プロセスなど、県民がわかりやすい変更理由の記載に努めること」というご意見をいただきまして、「再々評価事業については、前回再評価時からの事業進捗をわかりやすくするため、再評価調書の様式を変更し、前回の進捗率を記載する」ことにいたしております。「再評価対象事業の事業計画に大幅な変更があった場合には、変更要因や変更に至るまでの決定経緯などを再評価調書に、県民にわかりやすく記載することとする」としております。

当面このような形で部会及び県民に対しての説明責任を果たしてまいりますが、それらの状況を見ながら大きな変更を行おうとする場合に、5年や10年といった再評価サイクル以外の時期に再評価の実施を義務づけるかについては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上が委員会からの意見に対する県の対応方針となります。これにつきまして事業担当課の方から補足説明がございましたらお願いをしたいと思います。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

なお、来年度の予算、要するに平成21年度の当初予算への反映状況につきましては今月中旬に公表する予定にしておりますので、その際には委員の皆様にもご報告することといたしております。

以上で説明を終わります。

森杉部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見、あるいはコメント等いただきたいと思っております。よろしいですか。

この評価書に記載の委員会の意見のレベル、内容で、知事には私の方から、11月に例年どおり答申書を手渡しました。それで、このようなことの説明もしました。よろしいですか。

はい。ありがとうございます。

それでは議題(1)は終わります、議題(2)に入ります。

議題(2)ですが、平成19年度公共事業再評価に係る部会意見対応状況報告になります。

はじめに、本報告の位置づけとか進め方などについて事務局からのご説明をお願いします。

事務局 資料2をごらん願います。

本日の部会では資料2の黒塗りしている部分になりますけれども、部会意見対応状況報告と＜試行＞2次事後評価についてご報告いたしますので、まず部会意見対応状況報告について簡単に説明をいたします。

この部会意見対応状況報告は、公共事業再評価を行った事業のうち部会からの答申において条件や意見が付された事業及び事業種について、評価の実施から1年後及びそれぞれの意見に応じた適切な時期にその意見に対して県がどのように対応してきたのか状況を報告するものです。

平成18年度までは任意で部会にご報告しておりましたが、昨年度から正式に実施要領に位置づけまして制度化しておりました。この後、早速事業担当課よりご報告申し上げますので、委員の皆様からはご意見、ご感想をお願いいたします。いただきましたご意見等につきましては、それぞれの事業において完成までのさらなる課題とさせていただきたいと考えております。

資料3をごらん願います。

今回ご報告申し上げますのは、19年度の答申で意見を付されておりました国道398号石巻バイパス整備事業、及び事業種になりますけれども街路事業、農業農村整備事業の以上3事業になります。なお、2次事後評価につきましては次の議題になっておりますので、その際にご説明をいたします。

説明は以上になります。

森杉部会長 ただいま説明がありましたように、昨年度の答申において意見を付されておりました事業は1年間の対応状況を報告いただくことになっております。先ほど少し説明がありましたように、まずは資料3の①-1にあります国道398号石巻バイパス整備事業についてのご報告をお願いいたします。

道 路 課 道路課でございます。

それでは、国道398号石巻バイパス整備事業（I期）につきましてご説明申し上げます。

資料の①-1ページをごらんください。

国道398号石巻バイパスにつきましては、そのページの下の方に図面がございます。一番左端の国道45号を起点といたしまして右側の女川町境までの約11キロメートルにつきまして事業を進めているものでございます。現在は一番左端の南境地区の2.7キロメートルにつきまして暫定2車線で整備を進めているところでございます。なお、このI期事業の事業期間でございますが、同ページの真ん中にご書いてございますが、平成10年度から21年度までとしております。これにつきましては再評価時より1年前倒ししまして21年度に供用を果たし、早期の事業効果の発現に努めているところでございます。

続きまして①-2ページをごらんいただきたいと思います。上側に鳥瞰図、下側に4カ所の写真を載せてございます。①につきましては国道45号との交差点、それを赤十字病院側から南境川を見た図面でございます。②につきましては旧北上川にかかります曾波神大橋でございます。③につきましては、鳥瞰図の真ん中辺に③とございますが、石巻市道との交差点の写真でございます。④につきましては、上の図面の右端の方でございますが、県道石巻河北線との交差点の写真でございます。

昨年度の再評価時点におきまして、継続妥当という答申をいただいておりますが、ご意見といたしまして新バイパスには相当の交通量が見込まれるため、交通管理者と連携を図り、道路交通安全性の向上に配慮することというご意見をいただいているところでございます。

現在の対応状況につきましてご説明申し上げます。当石巻バイパスにつきましては、平成10年度の事業着手以来、交通管理者との協議調整を継続しながら事業を進めてきておりますが、平成13年度及び19年度には道路法の規定に基づきまして、交差点の設置等につきまして県警の意見をいただいているところでございます。

今年度は、平成21年度内の供用開始に向け、信号機、案内標識、警戒標識、及び交差点の照明などの交通安全施設の詳細な設置計画の確認を、所轄であります石巻警察署と調整を図っております、より安全性の高い道路構造が確保できるよう努めているところでございます。

なお、今後とも交通管理者と連携を図り、道路交通安全性の向上に配慮していくこととしてございますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。

ご質問、ご意見お願ひいたします。

これは覚えておられるかもしれませんが、交通事故が整備したらひどくなるような結果が出ていたんですね。だからちょっと問題じゃないかといった問題ですけれども、実際には、おっしゃるようないろいろな対応策をしっかりとやっておられるということで、予測よりも圧倒的に事故は少なくなるだろうと、こういうことだと思いますけれども、全くないというわけにはいかないかもしれませんが。いいですか。どうぞ。

遠藤 委員 遅く上がりまして本当に申しわけございませんでした。

1点お聞きしたいのですけれども、この①-1の資料の中間に、事業期間というところで1年前倒しということなんですけれども、これまでの公共事業に関しては3年なり5年なりおくれるというのが常だったと思うのですけれども、前倒しに至った経緯というのを教えていただきたいと。

道 路 課 この事業につきましては、事業期間が延びているということもございしますが、石巻地区の交通渋滞の緩和なり災害時の避難ルートの確保につきまして早急に対応する必要があることから、事業費を集中的に投資いたしまして、早期の供用を図ることに努めているものでございます。

遠藤 委員 わかりました。ありがとうございます。

森杉部会長 よろしいですか。では、ありがとうございました。

それでは、次にお手元の資料の2番目、②-1ですけれども、街路事業につきましてご説明をお願ひいたします。

都市計画課

それでは資料②-1の内容に関しまして説明申し上げます。

昨年度、都市計画道路八幡築湊線の道路改築事業に関しましてご意見をいただきましたが、実は街路事業全般に関するご意見でございましたので、事業概要等は省略させていただいております。

下の再評価部会での対応状況ですが、継続妥当という答申をいただいておりますけれども、その際、当初全体事業費の算定に当たっては、可能な限り正確に見積もるよう努めることということで、今年度と同様のご指摘をちょうだいしております。

それに対しまして対応方針ですが、事業費で大きなウエートを占めております用地補償費、さらに軟弱地盤対策など、予期しないいろいろなその補助工法につきまして、工事費を着手前に正確に見積もるとするのは難しい部分もあるんですが、当初全体事業費の算定にあたりましては、可能な限り正確に見積もるよう努めていくという対応方針を掲げております。

現在の対応状況ですが、対応方針に書いてあるとおりの内容でございますけれども、特に事業ごとに事業費の変動に大きく影響を与えます用地補償、それから軟弱地盤ですね。そういう地質状況、さらに取りつけ道路など、個々の事業によっていろいろ状況は違うのですが、できれば事前調査費の確保及びその家屋の調査について、いろいろ事前にできる限り調整をしていきたい。難しい面はあるのですが、そうしたものを事前に抽出しながらより正確に把握して行って、効果的、効率的に正確な事業費を把握をするようにしていくということで、ちなみに、今年度新規で事業評価というものをやっている路線があるのですが、その路線につきましては、例えば都市計画決定されている道路なんですけれども、用地買収の面積に対してどういう変動要件があるかとか、あと補償ですね。補償物件についてどういった変動があるか。工場なので、例えばこの場合ですと工場だったんですが、設備の内容でそのいろいろ変動するだろうという話。それから交差する道路が国道なんです、国道とのその交通量とのとり合いでの交差点の形状によって事業費が大きくかわるのではないかと、あと近接する交差点とのとり合いでどういった処理をするかとか。あと、国道の改良内容によっては事業費に大きく変動するだろうということで、その事業費に大きく影響を与えるであろう要因を抽出しまして、その要因に基づきまして、それを常に注目しながら事業費を算出していくという手法をとっています。

その結果、例えば近接の交差点については事前に管理者としっかりと調整をとる。それから国道ですけれども、国道についても直轄ですね、国道管理者としっかりと調整をとって、その車線数の設定も後で手戻りのないようにする。

それから、いろいろな交差点なりの形状がありますから、そのパターンをつくりまして、その中で最もベターな物を算出していくという、先ほど申し上げた変動要因が大きいものと、対象として調整をしなければならない方々との事前調整をしっかりとやりながら、できる限り事業費の変動が後々大きくならないようにという対応を今年度させていただいております。以上でございます。

森杉部会長

ありがとうございました。

ご質問、ご意見をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、引き続き変動要因をよく調べていただきたいと思います。

それでは、3番目の案件にまいります。農業農村整備事業について報告をお願いいたします。

農村整備課 それでは農村整備課からご報告をいたします。

昨年度は経営体育成基盤整備事業において、江合川左岸地区初め8地区が再評価の対象となっております。これらの事業について、部会から今後の事業実施に関する意見として、経営体育成基盤整備事業の事業効果向上のため、農地利用集積の促進など、ソフト対策をなお一層推進することという意見をいただいております。

これに対する平成20年度の対応状況ですが、ソフト専従の職員に加え、工事担当を農地集積指導チーム、そういったものに参加させまして、工事担当者の意識の向上、そして人材の育成を図っております。そういった中で組織を挙げて農地集積の向上に努めております。この8地区の詳細につきましては担当班長の方から個別具体的に説明をいたしますのでよろしくお願いいたします。

農村整備課 それでは担当の方から状況を説明させていただきます。

報告書③-1ページの方の資料でご説明いたします。これも事業に対する意見としていただいておりますので、施行位置等は省略してございます。

まず1といたしまして、事業の進捗状況についてご説明します。

事業に当たりましては、江合川左岸地区ほか7地区の再評価地区とも県の財政再建プログラムを踏まえまして、関係市町村や土地改良区と予算等の調整を図り、また関係農家の理解を得ながら円滑な推進に努めてきております。

平成20年度の状況としましては、資料③-2ページの表にまとめております。こちらをごらんいただきたいと思っております。8事業を表にしておりますけれども、いずれの事業も推進を図っております。次に、その表の下にあります2といたしまして、ソフト対策の推進についてご説明いたします。事業効果の実現に向けたソフト対策の取り組みについても、市町村など関係機関と連携し、推進してまいりました。

各事業の状況といたしましては資料③-2ページの表、①とありますが再評価後の農地利用集積にまとめております。この表の内容についてご説明いたします。

鹿島台東部地区、川北地区、米谷地区の3地区ですが、これにつきましては事業計画の集積目標を達成しているという状況になっております。

鹿島台東部地区と川北地区については、集落営農組織を設立しまして集積を図ったことによって向上しております。

また、米谷地区は再評価時よりも数値的には低下しておりますが、集積の目標面積に合わせた調整を図ったもので、地区としては3年連続し集積目標を達成して定着が図られております。

次に江合左岸地区、桜場地区、大川地区ですが、これらについては農家や関係機関の取り組みによりまして再評価時から担い手の集積が向上しております。集積率もそれに伴いまして向上しております。

次に松島東部地区、それから飯島地区ですが、この2地区については再評価時よりも集積率が下がっております。その要因なんです、松島東部地区につきましては、現在ブロックローテーションによりまして転作を行っておりますが、3

年周期となっております、その年度ごとの面積が全く同じ面積となっておりますので、若干の数字の違いが発生しております。そのために今回の数字では低下しております。

次に飯島地区なのですが、こちらについては転作の対応が、集団転作は行っておりますが、ローテーション化していなかったことが転作面積の大きな変動につながっております。このため20年度の活動といたしましては、その定着を図るためブロックローテーションということを地域とともに考えてまいりまして、21年度から継続的な目標達成をするためにブロックローテーションを導入するという調整を図っております。

これらにつきまして、活動の詳細については資料の③-3ページ以降、各地区ごとに活動状況をまとめておりますので、そちらの方は詳細な説明は省かせていただきたいと思います。各地区とも地域の状況に応じた効率的な営農を実現するため集落営農組織やアグリセンターを中心とした農地利用集積の促進に努めております。

一番最後のページになりますけれども、活動状況の写真を添付しておりますのでご参考にさせていただきたいと思います。

以上で説明は終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

森杉部会長 ありがとうございました。

それではご質問、ご感想、ご意見のほどをお願いいたします。

ちょっと質問ですけれども、飯島地区はローテーションができていないので今後ローテーションを入れることによって目標を達成できる見込みだというお話だったんですね。

農村整備課 はい、そうです。

森杉部会長 それは飯島地区の方々と県の方々とその推進についてご相談をされていて、それはもう実際に実行に移されるような状況なわけですか。

農村整備課 はい。20年度の地区との調整はそのことに重点を置きまして、21年度の作付からそのような状況に移行できるように調整が図られました。

森杉部会長 わかりました。

もう一つですが、今後は、その下の米谷地区。これは先ほどの話では農地利用集積率が再評価時に比べ20年度実績がマイナスなんですけれども、これはローテーションをなさっているので一応問題ないはずだということだったんですか。

農村整備課 この地区につきましては、③-3ページの表をごらんいただきたいんですが、目標年、目標集積率という数字を右端のところに記載しておりますけれども、平成26年度の集積目標60.5というふうに目標を決めております。これに合わせた集積面積に向けて今調整をしているわけなんです、米谷地区の場合ですと、再評価時は81.6という非常に高い数字だったんですが、これはこの時に転作面積の割り当てが少し多かったために数字的に大きくなったようなんですが、現在は目

標に向けた 61 ということで安定した数字で調整をとっております。

森杉部会長 わかりました。そうすると、マイナス 20 という数字を余り気にしなくてもいいということですね。要するに。

農村整備課 はい。

森杉部会長 わかりました。よろしいですか。
ありがとうございました。
それでは議事（3）の＜試行＞2次事後評価に入ります。
はじめに、試行の目的や進め方などにつきまして事務局の方からのご説明をお願いいたします。

事務局 資料2の裏面をごらんください。

本県におけます公共事業の事後評価につきましては平成 15 年度から県庁内で検討を行ってきております。平成 16 年度からは数事業について事後評価の試行を行いまして、部会へ報告してご意見を伺い、評価の行い方ですとか内容などについて検討をしてきております。その検討の一つの結論といたしまして、1次事後評価としての機能を持ちます再評価事業完了報告を昨年度から制度化しまして、事業完了後2年以内に部会へ報告することとしております。

本年度の再評価事業完了報告につきましては、前回の第5回部会でご報告しておりますが、事業の実施状況を記載した完了報告にプラスしまして、事業の目的の達成状況ですとか今後の課題と対応策などについてもある程度記載することができておりましたので、一定程度の事後評価的な役割も果たすことができたのではないかと考えております。

しかし、この完了報告は説明責任を果たすことに重点を置いたものでして、再評価を実施したすべての事業について行うこととしておりますため、報告件数も相当数になります。したがって、事業完了後に改めて詳細に調査や分析を行い、事業効果や環境への影響などを精緻に検証することまでは必要としない制度としております。

そこで、ここまで試行を行ってきた事後評価レベルのものは2次事後評価として位置づけて試行し、事後評価手法や評価結果の反映方法など制度設計上の課題を把握、検討していくこととしておりました。

(1)をごらんください。2次事後評価の今までの実施事業につきましては記載のとおり事業になりますけれども、試行の際には特に基準を設けず、県が事後評価の制度を検討するのに適当と考える事業を選定してきております。

評価の項目と内容につきましては基本的に(2)の表を参考としまして、事業種ごとの特徴や傾向に応じて、国で実施しております事後評価の結果なども参考としながら各事業担当課で調書を作成してきております。

(3)であります。2次事後評価の進め方ですけれども、この後、2次事後評価調書の内容について事業担当課よりご説明申し上げますので、事業内容についてはもちろんのこと、評価手法などについても委員の皆様からご意見、ご感想をお願いしたいと思います。また、あわせて1次事後評価、2次事後評価と

いう制度設計ですとか事後評価制度を今後どのようにしていくことが望ましいのかという観点からのご意見をいただければ、今後の検討の参考とさせていただきたいと思えます。

なお、今後の事後評価の方向性としましては、事後評価の必要性は認識しておりますが、再評価を実施したすべての事業について2次事後評価を実施することは、現在の県の財政状況等々を考慮しますと、事後に事業効果を定量的に算出するには、工事が既に終了している段階におきましては労力面、予算面で非常に厳しい状況がありますことから、当面はすべての事業について実施することは困難であろうと考えております。したがって、既に制度化しております1次事後評価的機能を持った再評価事業完了報告、こちらの方を基本にした制度設計を、次年度を目標につくり上げたいと考えております。

説明は以上になります。

森杉部会長 ただいまの事務局の方へのご質問等ございませんか。

ちょっと質問ですけれども、僕もわかっていないんですが、国の場合は一体どんなところからお金が出ているんですかね、あれ。事後評価というのは。

事 務 局 それはそこまで把握しておりませんでした。

森杉部会長 一回調べておく必要がありますね。

事 務 局 はい、わかりました。

森杉部会長 よろしいですか。

それでは、2次事後評価の報告をお願いいたします。そして皆様方からご意見を賜ればと、こんなふうにする次第です。お願いします。

農村振興課 農村振興課事業管理計画専門監の稟石でございます。

私から農業農村整備事業のうちほ場整備事業の2次事業評価試行結果についてご報告申し上げます。

資料4<試行>2次事後評価調書の1ページをごらんください。

事業名、低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業大谷地地区です。施行地名は石巻市ですが、位置図が30ページにありますので30ページをお開きください。この地区は宮城県石巻市の北部、旧河北町の西部及び旧桃生町の南部に位置した地域で、東に北上川、西から南に旧北上川が流れ、下の写真をごらんいただきますが、地区内の東側を三陸縦貫自動車道が走っております。地区内の平均標高は1.5メートル程度で低平地の水田地帯となっております。

1ページにお戻りください。

事業の概要ですが、当地区は昭和初期の耕地整理事業により10アール区画に整理されているものの、用排水路が兼用水路のため湿田状態にあり、農道の幅員も狭く、近代営農に支障を来していることから本事業に取り組んだものでございます。

事業内容ですが、平成4年度に着工しまして平成13年度に再評価を受け、平成

15年度に事業完了しております。区画整理の面積は当初991ヘクタールでスタートしましたが、三陸縦貫自動車道整備に伴う地区除外等がありまして、最終的には966.2ヘクタールの区画整理となりました。

2ページをお開きください。

事業費ですが、着手時105億4,000万円の全体事業費が再評価時155億8,000万円、完了時は143億円となっています。事業費の変更状況とその要因ですが、3ページには事業着手時から再評価時までの事業費増減を、4ページには再評価時から事業完了時までの事業費の増減を記載しております。4ページをごらんいただきたいのですが、再評価時から変更になったものは整地工で、確定測量の結果による精査で区画整理面積が1.5ヘクタール減となっております。そのほか、道路工で事業計画の見直しによりまして附帯橋梁1カ所減になったことなどから事業費が全体で12億8,000万円の減となっています。

5ページをごらんください。

事業期間ですが、当初計画どおり平成15年度に完了しております。

次に各施設の管理状況についてですが、用水施設でパイプライン及び揚水機場は石巻市北方土地改良区が管理しています。

6ページをお開きください。

幹線用水路の管理は、石巻市及び北方土地改良区にて管理区分を決めてそれぞれ管理しております。

排水施設も用水施設同様、市と土地改良区で管理していますが、平成19年度からは地区内の一部にて農地・水・環境保全向上対策により非農家も参画した地域ぐるみの協働活動により、年3回から4回の草刈りが行われております。小排水路等の末端施設については受益農家がそれぞれ個別に管理しております。

道路につきましては、基本的に管理主体は石巻市ですが、支線及び耕作道路については農家との協働により砂利、資材費を市が負担し、補修は農家が行うというような維持管理を行っております。

7ページをごらんください。

事業実施前後の維持管理費の比較でございます。施設の維持管理に要する経費については、表に着手時、計画、平成20年度時点での管理実態で比較しております。着手前と比較し1億円ほどの節減が図られております。中でも用水路の節減額が大きくなっていますが、これは土水路からパイプライン方式になったことにより揚水機場に係る経費が増額になったものの、大区画化に伴う用水路の延長が減少しておりまして、これなどにより相対的に減額となったものでございます。

8ページをお開きください。

事業を巡る社会経済情勢でございますが、事業効果の発現状況や事業に対する満足度を把握するために、地区関係農家及び周辺集落の非農家を含め653戸を対象に昨年4月から5月にかけてアンケート調査を実施いたしまして、164戸から回答をいただきました。この結果を見ますと、ほ場整備事業の満足度につきましては、「大変満足」、「ある程度満足」と回答された方が8割近くとなっております。特に土水路等の農業用施設の利便性が向上したと感じている農家の割合が多くなっております。なお、これ以外のアンケート結果につきましては、後ほど関係項目で紹介させていただきます。

9ページをごらんください。

事業効果の発現状況でございます。地域農業の中心となる担い手の育成については、計画で掲げました個別担い手農家 18 戸、生産組織 21 組織について計画どおりの育成がなされております。

10 ページをお開きください。

担い手（経営体）の農地集積状況ですが、旧河北町役場に地区の土地利用調整等の推進母体となる大谷地地域アグリセンターを設置するとともに、その下部組織として 12 の集落に地区アグリセンターをそれぞれ設置し、土地利用調整を推進してきました。このことによりまして、事業完了時には計画目標値の集積率 66% に対しまして 65.6% と、ほぼ計画どおりに達成しております。その後、転作面積の変動等によりまして多少の増減がありますが、ほぼ計画どおりの農地集積状況となっております。

次に 11 ページをごらんください。

ほ場の連担化率でございますが、作業効率をより一層向上させるために、1 カ所の耕作面積が 2 ヘクタール以上の地続き連担を図るべく計画目標を 58% と設定していましたが、これにつきましても転作面積の変動により多少の増減がありますが、ほぼ計画どおりの連担化が確保されております。これらによりまして、担い手の労働時間の縮減や生産コストの低減が図られております。

12 ページをお開きください。

労働時間の変化でございますが、水稻、麦、大豆の土地利用型作物の労働時間の変化を表しております。麦の機械稼働時間を除いてはいずれも計画値を下回った時間となっております。麦の機械稼働時間が計画時より完了後が増加しているのは、これは計画では乾燥調整を委託することで考えていましたが、完了後は自前の乾燥機で乾燥調整を行ったことによるものでございます。

13 ページですが、アンケート調査結果を載せております。

農作業全体の労働時間が短縮した人は 9 割近くになっております。特に作業別の時間短縮割合では、用水管理ではおよそ 9 割の人が「大幅に短縮した」と回答しております。理由としましては、先ほども申し上げましたが、これまでの土水路からパイプライン方式に変わったことによりまして、給水作業がバルブ操作のみで管理できることになったことによるものと考えております。その他の作業では、田植え、稲刈りで 7 割近くが大幅に労働時間が短縮されたとの回答となっております。大区画化されたことによりまして大型機械の導入による効果、これらの結果というふうに考えております。

14 ページをお開きください。

労働時間の節減による波及効果でございますが、下段の方に記載のアンケート調査結果では、「農業以外の業種に労働力を向けた」という方が 54.9% となっております。これは後ほど説明いたしますが、農業構造の変化にもあらわれておりまして、担い手の農地集積により、いわゆる土地持ち非農家となられた方々が農業以外に専念できることになったあらわれというふうに考えております。

また、この中で「施設園芸導入拡大」と回答された方も 8.8% おられますが、当地区では菊やミニトマトなどの収益性の高い作物に取り組み始めておりまして、これらの農産物が近隣に位置します道の駅「上品の郷」——上の写真にもございますけれども——この農産物の直売所でもつくられた野菜等が販売されております。なお、直売所出荷農家 56 名ほどおりますけれども、この半数が本地区関係農

家というふうになっております。

15 ページをごらんください。

生産コストの変化でございます。水稻、麦、大豆の10アール当たりの生産費を掲載していますが、労働費は水稻、麦、大豆とも完了後の数値が計画値を下回っております。機械経費とその他経費で計画と完了後で出入りがありますが、これは乾燥調整作業が計画では委託と考えてその他経費の方に計上していましたが、実績では自己所有乾燥機にて乾燥調整作業を行っており、機械経費の方に計上された結果ということでございます。合計の数値では、表の右欄に計画との比較を増減率であらわしておりますが、水稻、麦では104%と計画値を若干上回った形になっておりますが、大豆につきましては86%ということで、計画値を14%ほど下回ったコストとなっております。

16 ページをお開きください。

農業構造の変化でございます。農家戸数の状況を見ますと、土地持ち非農家が離農を含め計画74戸に対しまして166戸と大幅に増加しております。米価の低迷、農業者の高齢化等により利用権設定等が予想以上に進んだものというふうに考えております。

次に換地手法を活用した非農用地創設と現状でございますが、換地手法の活用によりましてカントリーエレベーターや堆肥センター等農業生産関連施設用地の創設を行いました。現在、当地には別途事業によりまして施設が設置され、本地域の中核営農施設となっております。17 ページにその施設の写真を載せております。

次に、当地区の特徴的取り組みを紹介いたします。新技術の導入による経費削減でございます。まずはラジコンヘリ防除の導入による経費節減です。従来は人力作業である背負式動力散布機や有人ヘリコプターでの作業となっておりましたが、ラジコンヘリ防除の導入によりまして防除経費の節減が図られております。

18 ページをお開きください。

表に防除経費の節減状況を載せております。水稻、麦、大豆の防除経費ということで載せておりますが、表の①はラジコンヘリ防除経費の実績でございます。②は水稻につきましては背負式動力散布、麦・大豆につきましてはブームスプレーヤーの作業経費となっておりますが、あわせまして節減額としまして年間に735万ということ載せております。

次に、揚水機場の遠隔操作を可能とする水管理集中監視制御システムの導入でございます。本地区の用水はパイプライン方式によるかんがいでございますが、乾燥のためのポンプ場が地区内に11カ所設置されました。これらの運転制御を中央管理センターから遠隔操作することによりまして、運転経費が機場ごとに職員が移動して管理する方法に比べまして約4割ほど低減されております。

19 ページをごらんください。

2年3作の栽培体系の確立による土地利用率の向上でございます。水田の汎用化、大区画化により、水稻、麦、大豆をブロックローテーションによりまして2年3作体系での作付が可能となっております。主要な転作作物である大豆については、実施前の作付37.7ヘクタールから実績では252.3ヘクタールと6.7倍の増加となりました。麦についても大幅な作付増加となっております。また、これまでになかった菊、イチゴ、ミニトマトなどの収益性の高い作物も作付され始めて

います。

20 ページをお開きください。

作付状況及び土地利用率でございます。着手時と計画、平成 18 年の作付状況を比較しております。着手時は全体面積の 1 割弱、表の中間ほどでございますけれども、この 82 ヘクタールほどの調整水田、いわゆる不作付地でありましたが、実施後はこれが解消されまして、麦、大豆の作付増加や、先ほども説明いたしましたが、労働時間の節減により新たに菊、イチゴ、ミニトマトなどの作物が作付され始めております。これらによりまして土地利用率は 118%と、着手時 91.6%でございましたので約 26%ほど土地利用率は向上いたしております。

向上した要因としましては 21 ページの方に記載していますが、事業実施前は 1 年 1 品目のみの作付となっておりましたが、事業により汎用化水田となったこと、土地の集約化、連担化が図られたことなどによりまして、2 年 3 作の栽培が可能となったことによるものと考えております。

22 ページをお開きください。

ここに生産組織育成の代表的事例としまして、舟形アグリ生産組合の活動状況を紹介しておりますが、この組織は平成 9 年度に 4 戸の農家で設立されまして、水稲、麦、大豆の 2 年 3 作体制を確立するとともに、小麦の販路確保のため製粉機を導入しましてめん製品の商品化を製めん業者と協働開発するなど、加工品の開発にも積極的に取り組み、これらの加工品を宅配による直接販売や、先ほども出ました道の駅「上品の郷」での販売、さらには道の駅間のネットワーク交流により販路を全国展開するなど、意欲的な販売活動を通じて、当地域を転作麦の産地としてアピールする活動を続けております。これらの取り組みによりまして、平成 17 年度には東北農政局土地改良事業地区営農推進優良事例として表彰を受けております。

次に費用対効果でございます。23 ページをごらんください。

表の中で取りまとめておりますが、総費用についてですが、再評価時の 152 億 2,600 万円に対しまして、事後評価時は 10 億円ほど減額いたしまして 142 億 2,300 万円となっております。これを現在価値化した額が 154 億 1,817 万 8,000 円ということでございます。

年総効果額ですが、事後評価時は 10 億 3,477 万 4,000 円となっております。その内訳ですが、まず作物生産効果としては土地利用率が計画までいっていないことなどから、再評価時効果額より 544 万円ほど下回って 4,920 万円となっております。

営農経費節減効果を見ますと、これも農作業労働時間の短縮や規模拡大等があったのですが、麦の作付面積が計画の 7 割程度にとどまっているということなどから、再評価時に比べまして 4,186 万 4,000 円ほど、効果としては少なめの 9 億 970 万円という数字となっております。

次に維持管理費節減効果額についてですが、これにつきましては現況土水路が事業実施によりパイプラインがコンクリート化するようになったことにより、これらの維持管理にかかわる作業が大幅に減少されましたが、事業着手前の費用と事後評価時の実績費用の積み上げ額を比較した結果、事後評価時維持管理費節減効果は 5,167 万 3,000 円というふうとなっております。なお、事業着手時、再評価時の総費用及び総便益は当時の算定値を現在の価値に換算しております。これら

の結果によりまして、事後評価時点の費用対効果は1.25ということになっております。

24ページをごらんください。

環境への影響と対策ですが、まず地域指定状況ですが、本地区は旧河北町の田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域に位置づけられております。自然環境への影響でございますが、地区内に幹線的な排水路、旧古川という排水路がございますが、この排水路におきまして平成15年度に魚介類調査を行った結果によりまして、6科24種が確認されておりました。このうち絶滅危惧Ⅱ類のタナゴや準絶滅危惧種のメダカが確認されております。なお、ほ場整備事業前の調査は行っておりませんので事業による影響は判断しかねますが、アンケート調査を行ってございまして、調査結果では生き物の生息環境が「悪化」または「やや悪化」したというふうに回答される方が41.9%おります。少なからず事業の影響があったものというふうに考えております。

26ページをお開きください。

再評価実施状況でございますが、平成13年度再評価時での条件、意見については特にありませんでした。

次に、今後の課題等としまして(1)土地利用調整ということで載せておりますが、土地利用調整についてですが、調整水田などのいわゆる不作付地は解消されまして、水稻、麦、大豆の2年3作栽培が確立されたほか、菊やイチゴなどの収益性の高い作物が生産されるようになりました。しかし、まだ裏作となる麦の作付が計画の7割程度にとどまっていることから、これらにつきましては関係機関と連携しまして土地利用率の向上を図る必要があるというふうに考えております。

(2)の担い手の育成と農地集積についてです。これにつきましてはいずれも計画目標値にほぼ到達しておりますが、農家の高齢化から、さらに今後作業受委託が進むものと思われまます。委託農家が委託しやすい環境づくりなど、関係団体が一体となり、さらなる農地集積の推進に取り組んでいくことが重要というふうに考えております。

次に(3)農村地域資源の維持保全でございます。農家コストの状況で説明いたしましたが、担い手の農地集積を促進したことから、土地持ち非農家が大幅に増加しておりました。農業水利施設等の維持管理は担い手農家のみでは対応が難しくなっていることから、今後の維持管理においては非農家の参画を促しながら、質の高い協働活動として推進していく必要があるというふうに考えております。

(4)の今後の本地区農業の方向性についてでございますが、これにつきましてはアンケート調査を行っております。28ページをお開きください。

この中で、「担い手不足による農業生産の減少」を危惧しているというふうに回答される方が約3割ほどおられました。今後地域農業を担う担い手の後継者育成に向けた取り組みが一層重要というふうに考えております。

続きまして、本地区の事業評価の必要性及び改善措置の必要性についてですが、これら今までの事業評価によりまして、いろいろ農業構造等の変化等もかなり進んでございまして、計画した目標、成果等が今後発現されるものというふうに期待しております。そのため、少なくとも現状レベル以上の営農が持続されれば本地区全体としての事業効果は十分に発現されることが確認できたために、今後さら

にこの地区に関しての事後評価をする必要はないというふうに判断しております。

しかし、先ほども申しましたが、およそ3割の農家が将来的な担い手不足を危惧しているというアンケート調査結果から伺えますように、今後5年後や10年度において、農産物価格の大幅な変動等の外的要因があった場合に、現状の農業を持続的に展開していくことに不安を感じているということから、関係団体が一体となりまして、外的要因の変動等に敏感に反応しながら、適時的確な所得補償等の支援措置を講じていく必要があるというふうに考えております。

29ページをごらんください。

ほ場整備事業に係る事業評価の必要性及び改善措置の必要性についてでございます。

ほ場整備事業の事後評価の手法検討に当たりまして、平成16年度と17年度の2カ年にわたりまして、これまで2地区で試行を行っています。費用対効果の分析には多大な労力と時間を要することから、当時いただいたご意見といたしましては、ハードについては大区画化されれば確実に生産性は上がると。当初考えていたソフトが実現しているかどうかが重要であると。予算のない中で事後評価を行うことから、主要な指標に関してのみ変化がわかるような概略の事後調査のやり方を検討してはと、こういうご意見を当時いただいておりました。

今回の試行では、過去2回の試行に係る課題を踏まえつつ、詳細な現地調査のもとにより、実態に合わせた費用対効果分析を行い、その分析結果をもとに効果発現状況を確認する上で重要な指標を設定し、概略的な費用対効果の想定が行える簡便な手法を提案させていただきたいというふうに考えております。詳細につきましてはこれから担当よりご説明申し上げますが、よろしくご意見、ご指導の方をお願いしたいと思います。

なお、最後になりますが、今回の事後評価を行うために、県組織以外の石巻市あるいは石巻市北方土地改良区、石巻市農協あるいは住民の方々の多大な協力をいただきまして、このような事後評価の試行を行うことができました。そういうことをご報告申し上げます、私からの評価結果の説明を終わらせていただきます。引き続き、簡便法の説明に移らせていただきます。

農村振興課

それでは、引き続き簡便法の手法についてご説明をいたします。

今回の資料の42ページ以降に、別紙1で事後評価における費用対効果分析の簡便化について（案）という資料を添付させていただいております。このページをめくっていただきまして1ページになります。

検討目的でございますけれども、本体の事後評価調書の中でお話ししたとおり、農業農村整備事業に係る費用対効果分析については、土地利用の状況とか、作付体系、労働時間等の膨大なデータをもとに実施することになります。データの収集から集計分析までの一連の実施には時間と労力をかなり要することから、費用対効果分析を伴う事後評価の導入が実際に困難な状況となっております。過年度の公共事業評価部会において、概略的かつ重要な指標設定を提言されておまして、今回その状況について分析を行っております。現在、農業農村整備事業の中で最も事業地区数の多いほ場整備事業について、費用対効果分析で最も労力を要する営農経費節減効果の算定について、事業効果の発現に大きな影響を及ぼす農地集積率と営農経費との関連性を分析することによって、簡便な算定手法を構

築したいということで考えております。

検討方法でございます。検討方法については、今回大谷地地区をモデルといたしまして、地区の営農実態に基づくデータをもとに費用対効果分析を行いまして、任意の農地集積率における単位当たりの営農経費を算出いたしました。計画及び実績の単位当たりの営農経費との比率を農地集積率との関連性の分析により、農地集積率に基づく営農経費節減効果の簡易算定手法を作成することにいたしました。

今回の試行におきます大谷地地区の営農実態でございますが、1ページの下のところ表がございます。地区全体といたしましては964.3ヘクタール。この中で、評価時点の状況でございますが、担い手経営面積が、個別担い手95.2ヘクタール、生産組織567.4ヘクタール、トータルで614.9ヘクタール、率にいたしますと63.8%の農地集積率で営農を行っております。残りの36.2%については小規模農家が実施しているような状況です。

農地集積率に基づく営農経費節減効果の簡易手法の検討につきましては、2ページ以降、検討手順、ステップ1からステップ11までの段階を経まして、今回その推定式を作成しております。ステップ1からステップ3までの部分につきましては、今回の大谷地地区の農地集積実態に基づく費用対効果分析の状況でございます。ステップ4、タイトルでは簡易算定手法の検討、農地集積率に基づく1ヘクタール当たりの実績営農経費の推定式の作成となっておりますが、これにつきましては任意の農地集積率を仮定いたしまして、大谷地地区の実績の農地集積率63.8%を基準として、各農地集積率ごとの営農経費を算定しております。

その表ですが5ページをごらんいただきたいと思っております。

4の検討結果でございます。農地集積率1ヘクタール当たりの営農経費推定式の検討ということで表を添付してございます。この添付した表については、左側のところをごらんになっていただきますと、農地集積率5%から100%のところ。今回その実績を調査したところが緑のラインになるところです。これが63.8%。この時の水稻、麦、大豆の実態の営農経費を算定いたしまして、この表の上の方にだいたい色で突出したところがございますが、これが実際の計画時点の水稻、麦、大豆の計画営農経費でございます。今回算定をいたしました水稻、麦、大豆の営農経費と計画営農経費の比率を求めまして、これとの比率の関係を分析しております。

3ページに戻っていただきまして、こういった形で1ヘクタール当たりの営農経費の実績計画比を求めまして、この実績計画比と農地集積率の相関分析をしております。その後、簡易手法の検討の中で、実績の営農経費推定におけますその補正值、これは地区の実態といたしましては、担い手の経営面積が今回の営農経費の算定にかなり影響を与えるということで、一応ダミー変数みたいな形の考え方をとりまして、実績の営農経費推定式における担い手の水稻経営面積の補正值を設定をしております。

考え方につきましては7ページをごらんください。

こちらの下段の表でございます。こちらにつきましては、先ほどお話をした農地集積率に基づく1ヘクタール当たりの実績営農経費の推定の考え方とほぼ同じでございます。この表の違いは、左側の水稻経営面積、これは4ヘクタールから50ヘクタールまで、担い手の1経営体当たりの推定経営面積を仮定いたしまして、

この各ケースごとに水稲、麦、大豆の営農経費を算定してございます。この営農経費の変動率を同じような形で比率を求めまして、これに基づいて補正ケースを算定してございます。

4ページに戻っていただきまして、ステップ8からがこの検討結果でございます。ステップ10にまいりまして1経営体当たりの水稲経営面積に基づく補正係数を掛けた実績営農経費の推定式を作成してございます。その後ステップ11で1ヘクタール当たりの実績営農経費の推定式を実際に検証いたしました。その結果につきましては10ページをごらんください。

10ページの表が1ヘクタール当たりの営農経費に係る検証でございます。農地集積率5%から100%までの任意の農地集積率の設定に基づきまして、今回算定をいたしました推定式を当てはめまして営農経費を算出してございます。この表の見方でございますが、水稲、麦、大豆の欄で「誤差」の部分がございまして、③の誤差でございますが、これが慣行の算定手法による営農経費の算定結果と、それから簡易推定式による推定値、これで算定をした営農経費の差をここに記載してございます。

11ページをごらんください。

費用対効果分析結果に係る検証でございますが、大谷地地区の実績の農地集積率、それから担い手1経営体当たりの水稲経営面積10.63ヘクタールにおける費用対効果分析の結果を表5のところで検証してございます。

農林水産省効果算定マニュアルを準用いたしました部分が表の①の部分でございます。これが先ほど本体の調書で費用便益比1.25というお話をいたしました。これがマニュアルで算定した費用対効果です。今回本推定式を適用いたしまして算定した部分が②でございます。推定式を用いて算定いたしますと1.21という費用便益比になります。

今回、推定式の算定式に係る考察が12ページに記載してございます。事後評価に係る費用対効果分析の1ヘクタール当たりの実績営農経費の推定式の適用については、今回そのサンプル数が大谷地地区1地区のみで算定してございます。それによりまして、実際のその推定式の精度については、今回かなりラフな状態になると思っております。今回、この結果から事業評価にかかる費用対効果分析における本推定式の適用の可能性については、ある程度適用範囲を設定をして使用していくことが妥当という形で考えてございます。

適用範囲の推定につきましては10ページをごらんになっていただきまして、マイナス、赤色の表示で記載してございますところが推定値で算定をいたしますと、営農経費が慣行手法によるものよりも少なく算定される部分でございます。これをごらんになっていただきまして、今回のその適用実績の評価時が63.8%でございますが、農地集積率おおむね40%から75%の範囲で適用していきたいという形で今回ご提案をしたいと考えております。これにつきましては、適用範囲の考え方として、慣行算定手法による算定結果に対して著しく過大評価になることのないようにということで、誤差がマイナスになる部分を排除をしたいという形で考えてございます。

最後でございますが、13ページ、事後評価における費用対効果分析の簡便化の基本方針でございますが、この算定に比較的労力を要しない項目は、地区固有の要因を反映させたいと。それにつきましては、作物生産効果、維持管理費節減効

果、更新効果、その他効果安全性向上効果等ございますが、これは極力農林水産省の効果算定マニュアルに基づき実態調査を行い、算定を行うべきと考えております。

ただし、今回その算定に相当の時間と労力と要する営農経費節減効果につきましては、今回ご提案をさせていただきました実績営農経費の推定式によりまして1ヘクタール当たりの営農経費を推定し、効果額を算定したいと。考え方については表5にまとめた形です。この黄色の部分、営農経費節減効果の部分のみ簡易推定式で営農経費を算出したいという形でご提案をさせていただきたいと思いません。

以上です。

森杉部会長 ありがとうございました。

手法の件とそれから事後評価の内容と二つがありますが、自由にコメント、ご意見等賜りたいと思います。どうぞ。

高橋 委員 この事後評価の部分で、私はすぐ隣の町に住んでいるものですから、この土地は常に見ている地域なんですね。それで、前からこの土地は土地が低くて余りいい土地柄ではないのですよ。ここは大雨が降ると、うちの方の桃生町から大水がみんな流れてきて、三日も四日も水をかぶる地区なんですね。それで、ほ場整備をすることによって早く水がはけるようになりましたし、畑にしても、やっぱり麦も豆も湿害には弱い品種ですので、こういうほ場整備をすることによって上田の畑になって、とてもいい成績をおさめているようです。

麦が7割しか達成していないというのは、やっぱりここが畑にするにはいいところなんですけれども、ちょっと作業が遅くなると、麦はどうしても10月中にまかないと良い物がとれないことがわかっていますので、遅くまいてももう物にならないという部分で、なかなか麦に着手できないのかなと思いました。

その点、うちの桃生町は大豆も麦も100%着手するようにしているんですけれども、それはやっぱり長年の技術の積み重ねも必要ですし、本当にこの土地がこれだけの成績をおさめて農家の人たちが頑張っているということが、この数字でも読みとれて、私たち農業者にはとても分かりやすい内容だと思います。ぜひ一般の人たちにもほ場整備がどれだけ必要なのかということをよりわかりやすく説明して、これを活用していただきたいと思います。

森杉部会長 ありがとうございました。どうぞ。

山本 委員 生産関係に関しては今の高橋委員のご指摘どおり非常にいい事業だったと思います。

あえてなんですが、あとちょっとこれはもう計画が16年前ですから今はもちろん変わっているはずなんですが、先ほど説明された環境上の問題で、水路とほ場を行き来するメダカみたいな生き物、ほかにもナマズだとかいろいろいますけれども、この手の生き物というのは従来型のほ場整備をすれば間違いなく減る生き物ということが今はわかっていて、もちろんそれに対してのいろいろな対策もとられているんですが、この費用対効果を見ていくときに、ある種古いほ場という

のはそういう貴重な生き物を保護する外部経済効果を発揮していて、ほ場整備を行うことで、明らかにその外部経済をマイナスに持っていくわけですね。実はそのことはこの中には一切入ってこないところで。あるいは逆にそれを維持していくための代替的な設備、今メダカの待避池だとかいろいろなものをつくられていますけれども、それをやれば当然工事費はかさむわけですね。

だから現時点で、今の形で見えていっちゃん工事費がかさんで完全にB/Cが落ちてしまって。むしろそのメダカを維持することに関しての外部経済効果としてのプラスアルファとかというのは、現在のマニュアルの中ではきちんと入っているのかというのが確認したいところで。もし入っていないのだとしたら、そういう田んぼと水路を行き来するタイプの生き物を残していこうというインセンティブが、農家側にも公共事業推進側にも全く働かない形になってしまうので。

単純に環境アセスメントをやって、こういう生き物がいたから配慮するという、ほかの公共事業と違うのは、明らかに田んぼが今までどおりに使われていないと維持されないタイプの環境問題なので、ほかの公共事業でちょっと代替措置をつくるといふのと違うんだと思うんですね。そうすると、ほ場整備の場合は費用対効果とか費用便益分析の中に、そのことそのものがもっと盛り込まれるような制度設計にしないと問題があるんじゃないかなと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

農村振興課 　　実は平成20年度から新効果算定がスタートしているのですけれども、项目的には出てくるのですけれども、その具体的な評価の仕方、これがまだまだないものですから。それで個別に対応するとすると、その費用をはじくためにも相当の時間暇がかかるという状況で、実態とすればやっぱりまだ対応はできない状況かというふうに思っていますけれども。

山本 委員 　　これは担当課のご意見としてはおっしゃるとおりだと思うんですが、じゃあこれを明日から計算せよというわけにはもちろんまいりませんので。ただ、むしろ逆にこれはこちらの評価部会の方で、そういう認識を持っておこなきゃいけないのだと思うのですが。そのメダカの保護の施設とかというのはむしろつくるべきだし、つくったことによって、もしB/Cが下がっているとしたら、それは下がっているのもしょうがないとか。当然やるべきことなんだから、今の算定基準だとB/Cを下げざるを得なくなってしまうけれどもしょうがないという認識を、整備される担当課の方もこちらの審査する方も双方持っていないと見逃されてしまう事項だなという感じがしています。

あと一番気になっているのは、事後評価ということなので、今まで進んできたほ場整備というのは全くこういう配慮がされてこなかった結果、今こういう生き物が希少になってしまっているんで、私は事後評価的に環境問題としてやるべきなのは、やっぱりほ場整備をやったところでこういうことの調査をもっとちゃんとやって、わずかでも残っているなら、それが増えるような工事というのを追加的に行うということ、方針としては持つべきなんじゃないかなと思っています。

農村振興課 　　まだまだですけれども、地区内ではいわゆる水田魚道といわれるものを、事業実施中の地区において、変更で増やして設置しているケースは増えつつあります。

今後ますます増えてくるのかなと、その分当然事業費がかかってくるということで、B/Cの方には、先ほど先生がおっしゃられたような手法をとらないとマイナスの方に働くと。今後はそういうところを前向きに考えたいと思います。

山本 委員 決して悪口を言う気はなくて、今までだれも気にしていなかった問題だったがゆえに、このような、居て当たり前の生き物がいなくなってしまったので。変な言い方なんですけれども、東北はまだ間に合うので、早目に対応したらいいのかと。関東あたりでは本当にもういなくなってしまうと、もはやどうしようもなくなっているのでは、間に合ううちに手を打てる場所は打ってあげればなと思います。

加藤 委員 山本委員がおっしゃる意見、そのとおりだと思うんですが、自分自身この水田地帯で生まれ育ってきたものですから、その状況変化というのは非常によくわかります。

まず土地改良法が一部改正になりまして、環境との調和への配慮がきちとなりましたのが、法律改正が平成13年で施行が14年からですので、この地区に関しましてはほとんど工事をやる時にはその適用というのは余りなされなかったかなと思っております。

自分が育ってきました時点では確かに非常に自然豊かでして、どこの水路にもメダカはいますし、ドジョウも水路だけじゃなくて、秋に田んぼに小さな穴があいていれば、ここを掘ればドジョウがいるよというくらい、そういう生き物がいたんですが、何といたしてもこのほ場整備事業そのものの影響というよりも、その前段の化学肥料とか農薬とか使った時点で大きく変化してしまったと。ですから、確かに今回のほ場整備事業によって、一部そういう環境を破壊したことがあるかと思うのですが、やっぱりその前段のところもどれだけきちんと把握するかということも必要ではないかなと思っております。

今後はやはり山本委員が言われるような、先ほど農村振興課から話ありましたように、今ほかの事業地区では水田魚道とかできるだけそういうものを、生態系に配慮した整備は心がけていますので、これからはそういう形になっていくのだろうと思っております。この地区も今後この管理問題を含めて、事業とは別個に地域の人たちがそういうものを再生していくような取組が生まれてくれば非常にいいのかなと思っておりますので。あくまで感想です。

森杉部会長 ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、メダカとかタナゴとかいうのはほ場整備をやるともう全部死んじゃうんですか。それとも、まだここもどこかに生き延びていて、様子を見ていると水路等に出て来るってような感じのものなんですか。お願いできますか。

高橋 委員 うちの方はもうほ場整備が終わって大分たつんですけれども、メダカは田んぼの中にもいるんですよ。ところがそこはブロックローテーションに入らないところ。やっぱりブロックローテーションですと3年に1回は必ず麦・豆になりますから。でも、そのブロックローテーションの中でドジョウはいっぱいいます。実際、冬に掘ってみるといっぱい田んぼの中にいますから。メダカはやっぱりブロ

ックローテーションでも前はいました。1年休んでもどこから漏れてきたんだと思うくらい、蛇口のところにはいるんですよ。だから、何回もやっているうちにちょっと難しくなるのかなというところがありますけれども、メダカ以外はほとんどいますね。

森杉部会長 ああそう。メダカは案外いないもんですか。

山本 委員 非常に単純に言ってしまうと、水路と田んぼを1年間の生活の中で行き来するんです。卵を産む時だけ田んぼの中に行き、普段は水路にいます。そのタイプの生き物はほ場整備でパイプライン化してしまうと、水路と田んぼの間を行き来できなくなってしまうので、生息できなくなってしまうということであって。ブロックローテーションでもいるっていうのは、その時だけはほかの田んぼに行っているわけですね。

だから、いずれにしろどこかで田んぼと水路がつながるようにとか。非常に流れの速い水路をつくってしまうと、メダカみたいな小さい魚は泳ぐ力が弱いので、流されてどこかへ行ってしまうので、昔の土水路みたいなところ、水たまりみたいなところ、大水が来ても逃げ込んでいられたところがなくなってしまうというようなことがあると思います。

生産効率を最優先にすると生き残れないタイプの生き物というのが、メダカ以外にドジョウもそうですし、ナマズなんかも実は田んぼに上がって産卵をする生き物だったりするので、そういうふうに日本でずっとみんなが水田を使ってきたことで生き残ってきた里地の生き物というのが、最近になってようやく注目されるようになって、どんな魚道をつくったらメダカが生き残れるのかというのも、実はまだ試行錯誤中で、岩手大学の農業工学の先生たちなんかも今ようやく研究に入ったところなので、なかなかこれがベストというのはわからないんですけども。いずれ、先ほど加藤委員のお話があったように、そういう配慮をしないとだめだよということが、やっと農学関係者にも認識されてきたという感じなので。

元来私はほ場整備には基本的には賛成で、農家の方の労力軽減を絶対すべきなんです。それを最優先に考えていっちゃうと、またほかの弊害も出てくるということはどこか頭に入れて、少し効率を落としてもこういう生き物に配慮しなければいけないということなんだろうと。B/Cを語っていくときに、わざわざそんな効率を落とすようなことを何でやるんだという認識にならないようにしておかないといけないなと思っています。

森杉部会長 わかりました。どうぞ。

加藤 委員 今山本委員がおっしゃられましたように、メダカは非常に難しく、やはり排水路がほ場整備で非常に深くなるものですから、まず行き来できなくなる。それから、非常に緩い流れでないとメダカは生息できないものから、ここはパイプラインで用水確保されているんですが、排水路の整備された地区でも、用水の流速の早い上流側はほとんど生息しなくなるんですね。

典型的なのが、現在の名取市、岩沼市を中心にした3,000ヘクタールの水田地帯があるのですが、ここの西側半分ですね、山に近い方。その半分にはほとんど

ドメダカがいないんです。ほとんど下流側ですね、東側、海側、いわゆる排水路の流れの緩いところ、そこでしか観測されない。水生魚類の宮城県の専門家に全部調べてもらいましたら典型的にそういう事例が出てまいりましてですね。ですから、そういう生息環境というのはこれから非常に我々どうやっていくか、やっぱり山本委員がおっしゃられたように、これからの課題なんだと思っています。

森杉部会長　今おっしゃったことは、要するにいるところにはいるということですね。そんなに、ここで何とかせねばならんというものじゃなくて、まあ効率のいい田んぼはもう仕方がないと、田舎の方の、山の上の方の昔の、余り能率が上がらんようなところはなるべく残しておいてそういう生態に使うと、こういうふうなすみ分けもあり得るんですか、これは。

山本 委員　あり得ると思います。ヨーロッパなんかで条件不利地域政策で、上の方の田んぼは作業効率を落としても所得補償をしながら、昔ながらの農業のやり方をさせたりしていますので、そういった意味で効率の悪い田んぼはあえて昔ながらの土水路のままということもあり得ると思います。

　　だけど、これは変な話なんですけど、ちゃんと営農してくれないとだめなので、営農しないでいるとその田んぼとか水路はだめになっちゃいますので。条件不利なところでわざわざ営農してくれる仕組みをつくらないとすみ分けはできないことになっちゃう。あと結局、山の上の方だけで一部に残してしまうと隔離されてしまいますから、何かあったときにそこだけ絶滅しちゃうということもいけないので、そういった意味では効率のいい田んぼは、まあ全部で生き残らなくてもいいけど少し配慮した工事をやって、ある程度いるようにして、本当は山の上の方の効率の悪いところは、効率の悪いままでやるかわりの所得補償政策か何かで田んぼに住む生き物を維持するみたいな、総合的な田んぼを生息地にする生き物に対する配慮ということは考えなきゃいけないんだろうと思います。

森杉部会長　どうぞ。

　　では、この件は一応よろしいですか。わかりました。

　　いい問題提起がされておられました。今、直接解決する方法というのはないですけれども、事後評価の中で緊急的に問題提起がなされているという意味においていい問題提起であったと思います。

　　どうぞ。

徳永 委員　私もちょっと関連する話なんですけど、今の議論もこの事業評価そのものというよりは農政全体の話で、そっちの方で考えていかなきゃいかんのかなという部分が非常に多いかと思うんですけれども。

　　一つ追加で質問なんですけど、22 ページの中で、要するに製麺業者と共同開発とかですね、いろいろ商品化して新たな町おこしとかいうか、そういうところにもつながっているという記述があるわけなんですけれども、その共同開発するとかそういう部分というの、一つはその労働時間短縮による効果ではないかと思われるんですが、それが 14 ページの中だとちょっと読みとりにくいのですけれども、そういう活動というのはどこに入るのでしょうかね。

農村振興課　この14ページのアンケート結果の表なんですけど、これがちょっと項目の聞き方がここに挙げているような項目の聞き方をしているので、お答えをなさった方が正しく理解して項目を選んでくれているかどうかというのはちょっと微妙なところなんですけど、基本的にはその他業種の拡大というか、これまで営農にとられた時間をその商品開発とか、それから直売所でのいろいろな活動に充てているというような形で、今回のアンケート調査結果については我々の方で解釈をしております。

徳永 委員　恐らくそういうことだろうと思ったんですが、だとするとこの他業種への拡大というか、それについてもある意味2種類あるような気がして。要するに農業と全く関係なく、もう農業をやめてもいいよっていう的な方向の転換と、こういう連動した形で地域おこしにつながっていくという、いいサイクルの方と。そういう2種類あるかと思うので、その辺は今回のアンケートでそこまで出すというようなことではなくて、そういうことを意識されて、やはりそういう効果があるんだと。

先ほど山本委員の方から外部経済というか、そういう形で表現されましたけれども、ある意味それも含めて地域全体の中では、観光で人を呼んで来られるようになるとか、そういうことになれば、それ全体で考えれば完全に市場経済の中で内分化されている話になりますから、そういうことも含めて考えていかないといけない。農政もですね、考えていかないといけないのかなという気がしますので、そういうあたりも考慮されればいいのかなど。

あと、先ほど高橋委員の方からありました災害に対して強くなったというか、そういう部分もこのマニュアルの中では特に計測はされていない効果ですよ。

森杉部会長　今の最後の防災効果、これはカウントすべきですよ。これはマニュアルの欠点だと思いますよ。農水省に文句言わねばならぬですね、こういう場合は。そんなものが対象になっていないということは……。多分なっているんじゃないですか。どこかに、後ろの方に書いてありませんでしたか。どうぞ。

農村振興課　水田貯留効果ということで計上できるようにはなっているんです。マニュアル上はですね。

森杉部会長　それはそうじゃなくて、ここは防災ですから、水が浸かっているのが浸からなくなりましたということでしょう。だから洪水被害がなくなりましたということなんですよ、これは。だからここには河川と同じように治水効果があるわけですよ。その効果は、農用地の被害が、この深さが昔だったら大分高かったんだけど非常に低くて済むようになりましたというような効果ですから、これは対象とすべきものですから。少なくとも宮城県としてはこの事例に関しては必ずカウントせねばならない。かなり重要なテーマですね。ここの生産性が向上したのはまさにそのせいだと思うんですけどもね、一つは。これはコメントですから。どうぞ。

農村振興課 高橋委員の方からお話があった、その洪水をある程度軽減できる効果なんです、その効果算定上、作物生産効果の中では場が乾田化される、要はその排水効果がよくなって、麦とか大豆、それから水稻についてもある程度その作物の生産部分については効果が出るという形の算定の仕方をしてございます。そういう部分に関しては、今森杉部会長おっしゃったようなその防災的な部分の効果もある程度反映されているというような形で認識をしてございます。

森杉部会長 入っていると。なるほど。わかりました。
どうぞ。

加藤 委員 やはりこのほ場整備では、班長が言われたようにほ場の排水改良がなされたということでもいいんじゃないかなと。それで治水効果まで含めると、もう一つこの上にかんがい排水事業のような、いわゆる排水改良事業のような別個の事業が乗っかってきますので、それはそっちでカウント、見ていく必要があるのかなと思っています。

森杉部会長 よろしいですか。
どうぞ。

加藤 委員 今回のこの事後評価の中で一つだけ参考までに教えてもらいたいのですが、今回の農地利用集積率 63.8%になっていますが、63.8%のうちで利用権設定で何%、あるいは作業受委託で何%ぐらいの比率になっているのか参考までに説明いただきたいのですが。

農村振興課 実は、この利用権設定の部分に関しては、33 ページの方に事業完成後の状況について添付してございます。この中で赤で着色したところが所有権に基づく経営区域というか移転区域。それから緑の部分が利用権設定でございます。それから黄色の部分が水稻の基幹3作業ということで、その基幹的な作業の部分を集積をしたというような着色になっておりまして、今加藤委員の方からお話をいただきました各率でございますけれども、ちょっとこれは計算をしないとわからない状況なので、申しわけありません、地図の方でご確認をいただければと思うのですが。

加藤 委員 前にどこかで利用権設定が比較的進むという説明があったものですから、もっとかなり利用権設定が進んでいたのかなという感じがしたものですから。

徳永 委員 簡易手法の件なのですが、以前見た資料で、かなり機械の大型化とかそこら辺の影響というのが相当大きかったような印象があるんですが、今回その辺、多分5ページのあたりで設定されているのだと思うんですけども、ほかに適用する場合、そこら辺の条件が、かなり似ていないと、適用範囲として限定されないといけないのかなという気がするんですけども、その辺、いかがなものなののでしょうか。

農村振興課 徳永委員ご指摘のとおり、簡易推定式については今回の大谷地地区の機械の保有状況とか稼働状況をベースに算定してございます。

実際約 1,000 町歩に近いほ場で今営農を実施しておるのですが、基本的には担い手、経営体、個人も含めてですけれども、かなりその理想に近い状態で営農を行っているというような形で考えてございます。

基本的には大区画ほ場で整備をした農地に関しては、大谷地で今実施しております 2 年 3 作体系、これをベースにほ場の効率化も含めて営農していくような形で、その地区の状況を取りまとめていくような、そのソフトも投入してございます。基本的にはそういった部分で大きな差は出てこないだろうというような解釈をしてございます。

ただ、ご指摘のとおりその地区の状況によって、大きな地区、それから小さな地区、そういったほ場整備の地区にもさまざまございます。そういった部分でその全部をこの推定式で推定できるかということ、なかなか難しいところがございます。そういう部分も含めてある程度問題を含んでいますので、今回の適用部分に関しては、少ない農地集積率、それから高い農地集積率、そういった部分はちょっと無理だろうという部分で、ある程度その目標——宮城県のほ場の集積率の目標数値が大体六十五、六%近辺に集中してございます——その辺で営農するとすれば、大谷地地区の営農形態で十分、そのモデル化した部分で適用できるのではないかという形で考えてございます。

田中副部長 今回の簡易式の件ですけれども、詳細なところは必ずしも十分に理解していないんですけれども、最終的に誤差を評価しているのは、もともとの式をつくる時のデータと違うものに対して適用しているわけじゃなくて、どのような関係なんですかね。その適用したのもとの式をつくる時のデータの関係ですね。

農村振興課 今お話しいただいた部分なんですけど、10 ページに今回推定をした時期と、それから慣行算定手法による算定値ということで今回比較をしてございます。この慣行算定手法という部分が、実は細かく営農実態を含めて算定をした結果になっております。

田中副部長 ええ、そうですね。だからそれを再現するためにつくった式だから、まあ合うのは当然というふうに見ればいいんですか。

農村振興課 この状態でいきますと、線形でいくと今ご指摘のとおり、本来合う方向で基本的には単回帰の式でその勾配と接点を設定しているような状態なので、大きくぶれはないと。

田中副部長 そうですね。ですからその式の妥当性みたいなのを見るときに、要は、一つの対象エリアになっていますけれども、それを二つに分けて片方ずつつくった式をもう一方に当てはめるとかですね。何かそういう形で式をつくる段階とその検証の段階を分けていると、そういうわけじゃないわけですよね、これは。

農村振興課 そういうわけではないです。

田中副部会長 ないですね。ですから何かそういうプロセスが必要なのかなと。そういうふうな汎用性という意味ではですね。だから一つの、今回の場所でもそれを小領域にわければ、そういったこともできるのかなというようなことを考えたんですけども。

森杉部会長 それは、おいでになった時にも申し上げたんですけども、9ページのこの式が、単回帰にまた単回帰を重ね合わせてやっているんですね。本当は重回帰をやったらこの問題はほとんど解決するんですけども、当面時間がないということで、今日はこういうお話だったんですけども、今後改良していきますと、こういうお話ですね。おっしゃったようなことを含めて。

森杉部会長 ほかにございませんか。よろしいですか。
では、どうもありがとうございました。
5分休憩します。

〔休憩〕

司 会 それでは議事の方終わりましたので、続いて次第4のその他に入らせていただきたいと思えます。
事務局から説明をいたします。

行政評価室長 初めに、加瀬沼公園整備事業に係る指定管理者制度についてご説明を申し上げます。

これは第3回部会で加瀬沼公園整備事業を審議していただいた際に、指定管理者制度について、審議とは別に制度についての説明を要望されておりましたもの donc、今回ご説明をお願いするということになってございます。

それでは、都市計画課からご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

都市計画課長 では説明をさせていただきます。資料は資料5でございます。それから、本日補足で資料5の補足という1枚ものを渡していますのでその2種類を使いまして説明をさせていただきます。

森杉部会長の方からこの指定管理者についての説明を強くご要請いただきました。今回はとりあえず県立加瀬沼公園に係る部分を中心にご説明申し上げますが、まず1ページをお開きいただきたいんですけども。

指定管理者制度についてまず概要をご説明いたします。ご承知だとは思いますが、平成15年9月に地方自治法が改正されて、地方自治体の公の施設の管理に関する制度改正が行われています。従来は地方公共団体の出資します法人または公共的団体等にこういった施設の管理が限られていたわけです。括弧で書いてあります5行目ぐらいですか、管理委託制度ということで我々申し上げておりましたが、この地方自治法の改正に伴いまして民間の事業者の方とかNPO法人、それからボランティア団体がそういった管理に参画できるということになりました。それを指定管理者制度というふうに言わせていただいております。たまたま

なのですが、改正前と改正後の地方自治法の比較表を入れておりますが、今申し上げたとおりでございます。

しからは宮城県でどういうふうに指定管理者が導入されているかということなのですが、平成 18 年 4 月 1 日から 327 の県有施設につきまして指定管理者制度を導入しております。現在、333 ということなのですが、これは資料 5 の補足でちょっと見ていただければと思います。これは裏表になっております。表の方は環境生活部の「こもればの森」からずっと各部局ごとに指定管理者制度を導入している施設の一覧がございまして、裏の方に回っていただきますと、私ども都市計画課が導入しております 5 つの県営の都市公園の部分を箱で囲んでおります。

土木部ほかにも、今流域下水道とかそういったものを指定管理者制度を導入しておりますが、333 のうち土木の 16 番なのですが、県営住宅が 253 施設ということで 333 の大半を占めているということです。そういった意味では、県営住宅それから集会所も含めまして、県営住宅関係については大幅に指定管理者を導入したという結果になっています。

本日は土木 8 番目の加瀬沼公園について若干申し上げます。これは資料 5 の 2 ページと 3 ページでございますが、まず 18 年度ですか、18、19、20 を指定管理者を導入するに当たって 17 年度中に公募しているわけですが、その平成 17 年度の公募条件は、まず安定した管理運営に努めること。それから施設の効用を最大限に発揮してサービス向上、利用促進につながるように管理、運営すること。それから費用対効果の高い効率的かつ効果的な運営。それから経費の節減に努めること。個人情報の取り扱いについては適正な管理を行うこと。それからボランティアとか市民参加を促して親しみやすい開かれた公園づくりを推進することという条件に基づきまして、ここは宮城県の建設センターというところが指定管理者になりまして 3 カ年管理運営をしております。

その結果、管理運営の実施状況なのですが、これはあくまでも先ほど申し上げた地方自治法改正前と指定管理者導入後の比較で書いてございます。

まず指定管理者が実施したサービス向上という意味では、平成 17 年まではバーベキューの U 字溝なんですけれども 8 基であったものが 18 基に増設された。それから少年用サッカーゴールを、これは指定管理者がみずから購入して設置した。あと、ふれあいサポーターとか、アダプトプログラムということで、いわばボランティアの方にいろいろ公園整備を手伝っていただいているのですが、そういうサポーター用の花壇ですね。それを 5 基増設したと。広場の芝の高さを 4 センチ程度に維持と。これは前も大体そんな形でやっているんですが、管理状態としては極めて良好に維持できた。あと、4 月、お花見時期における休園日の返上。実は条例上休園日が火曜日と決まっているんです。それを 2 回ほど開園をしまして休園日をなくしていると。

また、閉園時間なのですが、本来午前 8 時から午後 6 時までなんですけれども、4 月から 9 月については夜の 8 時まで、12 時間開園をするというような措置をとっている。それから同じく花見の時期ですが仮設トイレの増設、それから夜桜鑑賞できるように照明灯の設置をしたということ。

イベントも管理委託の時は余り積極的に行われなかったんですが、プランターづくり講習会、すずむし学校、花フェア等も指定管理者の工夫によって実施されている。あとホームページですね。そういったもので加瀬沼公園の状況を紹介し

たり、同じくここは無料の施設しかないんですが、多目的広場とかいろいろありまして需要がありますので、一応予約を取りつけて開放しています。そういう予約状況の公開。あと、新聞等については無料のイベント情報のPRサイトがございまして、河北新報の夕刊等に掲載しているということでございます。

利用者の推移なんですが、平成17年度までは大体十七、八万人、九万人で推移しておりましたけれども、18年、指定管理者導入後27万8,000人、それから26万人ということで大体5割ぐらい入園者がふえているということになっています。

維持管理の実施状況ですが、これも年間大体どのくらいの面積をしば刈りをしたり草刈りしたかということですが、大体緑地管理、林地管理で3倍強、あと草地管理で2倍強ぐらいの維持管理の実施状況としてふえていると。

次のページを見ていただければと思いますが、来園した方にアンケートを実施しているんですが、ちょっとアンケートの数が17年度は少ないんですが、だんだんふえてきているんですけれども、下から2番目の欄ですね。平均点数でいきますと、アンケートの結果としては比較的良好な方にシフトしているということ。

それから指定管理の状況の評価については、実はちょっとここに資料をお持ちしていないんですが、自己評価をさせています。それでもって足りないところ、うまくいったところを見きわめまして、次の年の管理運営に反映させる。あと私どもも、ちょっとこれはここでごらんになっていただければと思いますが、ここは私どもの手元でございますが、こういう評価項目、ちょっと字が見えないと思うんですが、レーダーチャートで全体のその評価がどうなっているかというのを各指定管理者ごとにやっています、実はそれを、その中に書いてあります指定管理者連絡調整会議というのがありまして、五つの公園の指定管理者を皆集めまして、どこの公園での管理がいいかという、そのいいところをいろいろとお披露目をさせていただきながら全体の管理レベルを上げていくというような工夫もさせていただいているということです。

4番目に書いてあるように指定管理者導入後の効果なんですが、維持管理費については当然なんですけれども、前の管理委託よりは大体1割ぐらい安いお金で請け負っていただいています。しかしながら利用者は逆に5割増。先ほども申し上げましたように、2ページの方に書いてありますように維持管理の実施についても1割安いお金なんですが管理レベルを上げているというようなことになっていますので、言ってみれば、やれば最初からできたんじゃないかっていう部分があるんですが、相当努力をしていただいている。これはなぜかということ、外部委託をしていたものを内部管理に移行したり、要するに職員がみずから施工するというようなことでのコストカットを実質的に図っているというのが大きな要因になっています。

それから、今回新たに21年度から23年度に向けて指定管理者を募集しているわけですが、今回も建設センターが受注するというところでほぼ決定なんですけれども、やはりその際、今までの18年から20年の経験、実績を踏まえて、イベントについてはここに書いてありますように、写真コンテストであったり、体力・健康づくり講習会であったり、星空見学会であったり、いろいろとさらにグレードアップをしているということ。それから臨時開園についても閉園日における開園の回数を増やしていく。そういったことを今後3年間でいろいろと展開していきたいということ。さらには、今回の提案では先ほど仕上げ芝の高さ4センチと

いうことを申し上げていましたが、今後はさらに1センチ下げまして3センチ以下で管理をしていきたいという提案もいただいています。ということはしば刈りの回数はふえるということでございます。

あと維持管理費につきましてはどうなるかとういいますと、さらにコストカットが図られています。平成19年度支出実績、これは2,331万円なんですが、これは18年から19年までの大体平均というかそういう実績なんですが、それを今度にはさらに年間二百数十万減じて実施していくということですので、さらにコストカットを図っていると。それからさらには防災備品とか自販機の利益をそういったものに回すということも考えておりまして、より効率的な公園の運営を図ろうとしています。

しながら、今後の課題と書いてありますように、実は18年から今年度、それから21年度から23年度まで指定管理者が宮城県建設センターということで同一になっています。ということは、やはりノウハウとか実績とかそういったものを考えていくと、その指定管理者の固定化につながってしまうんじゃないかという意味での、募集する時の情報量の公平化とかですね、そういったものを我々しっかり図っていかないと独占されていく危険性があるだろうと。くるくる変わっていいのかなどということも議論になっているわけですが、余り長期間にわたって固定化するとこの指定管理者導入の意味というのがまた薄れてしまいますので、そういった課題があります。

それから、維持管理費につきましても、もう相当切り詰めてきているということは事実です。切り詰める一方でその管理レベルを上げているというのが実態でございますので、そろそろ限界が近づいてくるということになると、先ほどの指定管理者の固定化なり、その維持管理費の低減の限界という意味では、今後この指定管理者制度をどういうふうにさらに展開していくかという意味での、我々にとっての宿題になっているかなというのが今の実態でございます。

以上、概要でございますが、加瀬沼公園の指定管理者について説明です。

森杉部会長 どうもありがとうございました。
 ご質問、ご意見等ございましたら、どうぞ。

両角 委員 私ども、この件ではないんですけれどもほかの件で指定管理者になっている人がいて、なかなか厳しいといたしますか、賃金なんかも相当低く抑えられているんですね。

この場合も効果があらわれているといたしますか、支出も抑えられていて、今最後におっしゃったように限界もあるんじゃないかということなんですけれども、コストのカットは非常に大事ですよ。本当の指定管理者の意義というのは、コストのカットも大事なんですけれども、だけど本当にその施設をうまく使うとかそういう面もありますよね。だから、そういうところの評価も相当きちんとなないと、私もほかの件で見ていると賃金カットばかりされてきて、そういう面がどうも強く出ていて、やっている人がちょっと気の毒だなと思っておりましてね。そういう面、先程、ご説明あったのでいいんですけれども、何か、ちょっと余りコストのカット、カットというのでいくと本来の趣旨が損なわれるんじゃないかなど。本当にどういうふうに経費を出したらいいのかというあたりですね。もし

何かありましたらちょっとお話しただけると。本来の経費の出し方みたいなものですね。

都市計画課長 なかなか難しい課題というふうに認識しております。実は5つの公園、今回導入をして指定管理者をお願いしておりますが、複数の会社といいますか民間の方がいられてまして、それぞれなんです、やっぱり。それを評価していくときに絶対基準でもってすべて評価し切れるかというとなかなか難しいところがあります。ただ、実はその人件費等の算出基礎についても提出いただいておりますので、俗にいうその不当廉売というのですか、不当に安い人件費で雇われるような提案については、私どもの方で提案を、逆に質問していろいろと是正をしていただくというような方法もとっています。

中には、ここもそうなんですがシルバー人材センターですね、高齢者の方と契約をされて、その方たちを有効にと言ったら悪いんですけども、うまく活用するという努力もされているんですね。ここもそういった意味では——多賀城市ですかね——そのシルバー人材センターを使っている。そこは逆に評価しています。ですから、そういった意味ではなかなか難しい課題であるかなということ、我々も思っています。

山本 委員 ほとんど同じことなんですけれども、多分こちらではやられていないのだと思うんですが、5の③のところ募集要項で参考として示した19年度実績というやつは、これが大体入札の基準額という形で示されたわけですよ。ほかのところでもたまたま見せてもらったやつは契約更新の時期にこの額がかなり下げられて、いや応なく安く入札しないといけないような誘導をしている例が見られたので、宮城県ではそういうことはされていないのでしょうか。

都市計画課長 これはあくまでも公園です。公園を除くほかの三百数十施設がどういう形で基準価格提示されているかというのはちょっと存じていないのですが、公園は18年から20年までの3カ年で管理をしていただいたお金の平均額をそのまま提示しております。ですから一つの公園は同額だったんですね。私どもで提示させていただいた金額と同額で提示されたところが最終的に指定管理者に決定したんですけれども。そういったところもありますので、私どもは無理に、例えば5%カットとかそういったことは措置としては行ってなかったと。

山本 委員 ちょっと変な聞き方をしちゃったんですけども、先ほど両角委員が言われたのと同じで、できればやっぱり今の都市計画課がやられているような形で、入札される方が自助努力で、ご自分たちでやれるとって下げて来られるならいいとは思いますが、提示額そのものをカットしていくというような、そのほかのところの例では、1回目の指定管理者の時には3社、4社ぐらい入札あったようですが、やっぱり1割下げられたらもう出て来なくなって1社になっちゃった。やっぱりもうもたないんだなと。まさにそのぎりぎりのところまで切り詰めさせてしまっているんで、もうこれはちょっとサービス向上よりもコストカットの方に話が偏りすぎていますよねという話を、そのほかのところでも聞いていたんですけれども。今のように自助努力を促すような形でなされるならばいいとは

思うんですが。都市計画課のやり方が宮城県全体でやられるといいんじゃないかなと個人的には思うんです。

都市計画課長 実は私どもはそういう意味で、お答えしたとおりの内容でやっているんですが、やっぱり一方で違うんですね。特に財政サイドはとにかく中身よりも必ず何割か低減をするということで、結果的には提案された業者さんの総額が私どもが考えていた額よりもはるかに下目に来たので、またコストカットになっちゃったんですが、財政課の方はあらかじめもうカットした目標金額設定してしましてね。それで、それ以上出せないという話だったんですが。ちょっとその辺はなかなか我々としても厳しいところだなと思っていました。偶然なんですけどね。ちょっと下がったことは確かなんですが。

加藤 委員 参考までに教えてもらいたいんですが、例えば加瀬沼公園、最初に公募した時に何社ぐらい応募されているんですか。それで、だめだった業者にはどういう形で説明責任みたいなものを果たされていますか。

都市計画課長 総合評価していますので点数をつけておりまして、その個人の方で落選した方はこちらで通知しましたね。第1回目の時には、ここは確か6社。今回は加瀬沼公園は2社になっちゃったんですよ。最初は、1回目は確かもうちょっと応募いただいたと思うので、その時は当選した方の会社の名前と点数を一対一で対応できるように、それは公表しています。2位、3位以下はどなたが何点をとったかというのは、これはちょっと競争上の不利益をこうむらないように、わからないようにさせていただく。ご本人には「選ばれませんでした」ということと「あなたの点数はこれです」ということを確か通知しまして。受け取ると「ああ、おれは何位なんだな」というのがわかって、それで不満な方は情報公開の開示請求をされてごらんになっていくと。ただし、それは公表できないのは開示請求があっても最後まで公表しませんので、実はわからないということがあると思います。

加藤 委員 たまたま仙台市のやつで、我々自分たちでやっているNPOでも応募したことがあるんですよ。それで、だめだった場合には順位も点数も教えられないって言われて、そういうことだったものですから、どの程度その情報公開するのかなど。

森杉部会長 開示ですよ。

加藤 委員 はい。

徳永 委員 そういう意味では、都市計画課のやつは総合評価ということで、なおかつサービス向上という項目が入っているので、非常にいいやり方をされていると思うんですが、ほかのところでやっておられるところがそういう総合評価方式をとっているのかとっていないのかというのが、もしわかれば教えていただきたいということと、あとこの件に関して、実は私、火曜日こっち方面に行っているものから、この間入れなかったとか、火曜日休みで入れなかったんですけども、何で公園でそういう休園日があるんだろうと。

都市計画課長 正直申し上げて、ほかはどういった内容でやられているかというのはわからないのですが、ただ、今回募集する時に総務部の方であらかじめ大項目の統一的なやり方、それから外部委員を必ず参画させて第三者的な評価ができるようにとかと、幾つかの基準が示されておりまして、それに基づいて我々が細項目というか、さらに小さな項目を設けて、大体30項目ぐらいで点数つけるんですけども、やっていますので。土木部は大体そういうふうにしたんですが、多分ほかの部も余り違いはないんじゃないかなと。あと、施設の目的によって多少ウエートが変わるといいますか、そういったことはやられているんじゃないかなと思うんです。そういった意味では詳しくは存じないので。

それから休園日ですね。これはいろいろな方から、何でおまえ休むんだって言われるんですけども。済みません。条例で、とりあえず今のところ条例で休園日って指定されているんですよ。なぜ休園日があるかというのと、芝生とかいろいろな樹木とか管理をしているんですが、やはり開園日の最中にそれを管理するってなかなか、事故の問題とか安全性の確保で難しいところがあるので。というのは、隣で遊んでいるところでしば刈りしていて、小石が飛んで子どもがけがしたとかというのと、ちょっとこれは管理瑕疵の問題もあるので、一応休園日は設けています。

ただ、やりようによっては、開園したままでエリアを切って、「ちょっと芝生に入らないでくださいね」って言いながらそのエリアを回して、開園しながら維持管理できないこともないので、その辺は今後我々としても課題かなというふうには思っています。要は終日、年中無休というのも一つあるんだろうというふうには思っています。

徳永 委員 それと、総合評価と先ほどの情報開示とちょっと関連してくると思うんですが、利用者が増加するとかというのは、ある意味ノウハウ的な部分もあるわけですよ。要するにそういうものが連続している場合はいいんですけども、かわっちゃった場合、それが途切れちゃって、何か「急に公園おかしくなったね」とか、そういうことにもなりかねないと思うんですが、それに対して、やっぱり利用者からすれば県の公園だから、県は何やっているんだという話になると思うんですよ。

その辺、そういうノウハウをどう、県の中でちゃんと維持伝達していくのかというあたりと、じゃあそれを入札の時に「こういうことをやってくださいね」とか、あるいは評価項目の中で細部にわたって「こういうことが評価項目になっていますよ」ということを開示していくのか。事前にお知らせするのかしないのかとかですね。その辺、なかなか難しい問題なのかなと思うんですが。その辺はどうなんでしょうね。

都市計画課長 実は先ほど申し上げた今後の課題の、指定管理者の固定化という部分につながってまして、今回募集をした時に新たに新規で参入しようとする方たちに対する情報の不足というのが、致命的なその差を生んでしまったんですね。これ、我々やってみて気がついたので大いなる反省なんです。

今まで指定管理者でやられてきた方の情報量って物すごいわけです。ノウハウ

も含めて。彼らはそれをフルに生かしてその事業提案というのですか、応募する時に内容に事業計画書に盛り込んでくるので、見ますともう完璧なんですよ。ところが、新たに参入しようとする方はその実態がわからないままに入ってきますからどうしても見劣りする。それで結果的に、今まで管理された方が継続的にということになったのですが、やはり今徳永委員がおっしゃったように、今までの指定管理者はこういった管理をしていますよという情報を、募集の際にしっかり提示する必要があるだろうと。固有名詞とかいろいろ競争上のこうむるような情報はどうしても出せないのですが、それ以外の、例えば芝をどのくらい刈りながら管理したとか、イベントは何をしたとか、それはやはり同じイコールルッキングにして、同じ土俵に乗せるためにはそれをやらなくちゃならないだろうということが反省になりました。

ですから、次の募集の時には、できれば今まで管理したものをすべて提供していきたい、内容的に。それによって評価しますから、徳永さんおっしゃるように、極端にそういったものをして我々が管理状態の悪いものを選ぶかということそれも考えにくいわけですよ。結果として出てくるかもしれないですけども、さらにレベルアップしていくかレベルが維持されるものを選びますのでね。そこは我々の責務としても、先ほどおっしゃったように極端に管理レベルが下がるとかそういったことはしないように、ちゃんとしなくちゃならないというふうに考えています。

森杉部会長 いいですか。

このサービス向上と維持管理費の関係ね。これの総合評価は何しろB/Cですよ。入場者数がふえているということは、これは明らかにベネフィットがふえているんですよ。ですからB/Cで計算して、そのB/Cが最大になるような入札者が最も望ましいと。コストが少しぐらいアップしても構いませんよということは一つ言えますね。

それによく似た制度は、道路の場合はイギリスをはじめヨーロッパでやっていますがシャドートールシステムといいまして、道路をつくることから維持管理まで全部指定管理者に任せるんですけども、そのときの条件はその交通量に応じて、あたかも一定の影の価格を、通行料を払っているとみなすと。そうしてこれをこの分に相当するお金を渡しますと。そういうふうな渡し方をして、BOTですな、30年とか40年の維持管理をお願いしたいという格好のものになっていますね。ここでもその影の入場料というものもあるかもわかりませんね、制度としては。

都市計画課長 ちょっとその辺については、我々は評価の対象外にしているというのが実態なんです。それは事業提案を受けた時に、やはり入れ込み客数を現状比で考えますというところと、2割ふやしますというところがあったりするんですね。それで2割ふやすところの方がお金が安かったりする。そうすると、今森杉部会長おっしゃったようにB/Cでいくとそこが圧倒的にいいわけですからそれで評価するかというと、わからないんですね。彼らは「ここ、頑張ります」って言っても、要するに目標でおっしゃっているだけなので、結果はもしかするとその2割ふやすというところを選んで減るかもしれないんです。そうすると、じゃあペナルテ

イーですかとかそういった話になってまいりますので、基本的にはその入場者数
すごく重要なんですが基本的に無料ですので、そういった意味では、維持管理費
とか安全管理とか、もしくはそれに導入するそのコスト。あとはどれだけシステ
チックに日常管理できるか、あと異常時ですね。

森杉部会長 いや、その辺は大丈夫なんですけれども、まずは事後評価だけでもいいんです
よ、ベネフィットっていうのは。

都市計画課長 もちろんそれはできると思います。

森杉部会長 まずそれでどういう成果であったかということを示的に確認して、今度応募
してくれる人たちにその概念が重要ですよということを伝えることが、事後評価
で一つ重要なポイントじゃないかと僕は思っているんですけどね、このところは
は。

都市計画課長 事後評価から次の方に、それは提示することができますと思います。

森杉部会長 そうすると焦点が当たりますよね、その辺に。

山本 委員 指定管理者で思うのですけれども、すごく頑張ってもまた入札に参加しなきゃ
いけないと。本当はこれこれの目標のもの、森杉部会長がおっしゃられたように
これこれの目標が事後評価になって、例えば達成したら延長されるという契約が
あるとか、ここに達しなかったらほかの人も含めてもう一回入札しましょうみた
いな制度にしないと。

会社が受けているときはいいんですけど、NPO法人みたいなところの場合
は、延長されないと人を首にしなきゃいけないような大きな話になるので、見通
しがたたないのって一番困るのですよね。本当はこの手の制度って、例えば3年
間で受けたときの1年目までの実績で、これを超えていけばまた2年は無条件で
延長できるとか、ここに達していない場合はもう一回再入札しますよっていうこ
とを、1年前ぐらいに言ってあげるような制度にしないと。実際、岩手で指定管
理を受けていたNPOさんなんか見ていたら、落ちちゃったら突如として今まで
雇っていた人を解雇しなきゃいけなくなって、NPOそのものの存続が危ぶまれ
るような状況なんかも生まれたりしているので、運営上の工夫というのは本当に
もう少し、しかも頑張った人がちゃんと得をするような、インセンティブを喚起
するような設計にしないと、今のままだとやっぱり受けている人の方がちょっと
しんどい状況が多すぎるなという感じがしました

都市計画課長 そういう意味ではおっしゃるとおりで賛否両論あります。3年間の委託期間で
すから3年間でがらがら変わっていくということで、そこで雇われた方とか社員
の方、職員の方、だめになったときどうするっていう、雇用の問題ですね。

もう一方では固定化していくことによるその形骸化っていうのですかね。ずつ
と継続して指定管理者に決まっていくことによりその弊害ということがありまし
てですね。

実は、先ほどこれをごらんいただきました。これっていうのは試みなんですけれども、これを私ども、今山本委員おっしゃったように、次の指定管理者に移行する時に、例えばこの通信簿で平均点2以上おとりになっていない場合にはご遠慮願いますよとか、そういったものもあるんだろうなということは視野に入れています。既に、18年から導入したときにそれでやってみようかという話はしていたんですが、ちょっとまだ私どもの評価そのものが確立していないものですから、もう一回、21年、23年までやってみて、ある程度対外的に説明力を持って、説明責任を果たせるという場合には、今のお話のようにある程度のそのボーダーから下の管理者の方については次回にご遠慮いただくというふうなこともあるんだろうというふうに考えております。ただ、大分雇用の問題とかいろいろありますので。切実な課題かなと思っています。

加藤 委員 やっぱりNPOとかがこういうのにどんどん来られるような形にならないと、指定管理者の固定化というのは、これは回避できないような感じがするんですね。NPOは財政基盤とかも非常に弱いですし、それに対して、今この一覧表をもらってもほとんど社団法人、財団法人というように体力、基盤がちりちりして、もしこの仕事を受け取らなくてもそこは全然びくとも影響しませんよというようなところしかやれないような状況なんです。

NPOが入っているのは宮城県森林インストラクター協会とか、2社しかかかわっていないんですね。これでいいのかなという疑問は確かに残りますし、この指定管理者の固定化というのみなかなか避けるのは難しいような感想です。

森杉部会長 うん。いい感想ですね。

行政評価室長 それでは、委員さん方からそのほかにご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

森杉部会長 どうもありがとうございました。いいお話を伺えました。

行政評価室長 それではその他の2番目ということで、ちょっと時間も押しておりますけれども、二つ目に入らせていただきたいと思います。

本部会が今期の委員委嘱の任期の最後の部会になりますので、今まで3年間、評価や部会に関しての感想、ご意見、または今後への要望等がございましたらお話をお聞かせ願いたいと思います。2分程度で各委員からお願いしたいと思います。田中副部会長から反時計回りで回っていただきまして、最後に森杉部会長という形をお願いいたします。

それでは田中副部会長からお願いいたします。

田中副部会長 私自身、これにはしばらく前からかかわらせていただいて、一番最初のころに、今でも覚えているのは筒砂子ダムの話が出てきたときに、進捗が全然進んでなくて、「これは何なんですか。それ何か事情があるんですか」って言ったら、「いや、これは普通です」とかという話があつてですね、あのころから比べると、こういう事業評価のシステムもきちんとしてきて、調書の書き方とかですね、あと

事後評価とか、制度が非常に整ってきたなという印象を、あのころを思い返して強く感じるところがございます。

今一つ感じているのは、この評価委員としての立場よりもむしろ一土木者としての考えなんですけれども、もちろんその透明性を高めるということで、事業評価とかあるいは私自身かかわっている入札監視委員会、あるいは総合評価とかいろいろあるんですけれども、ああいったものが立ち上がってから、この制度はかなりでき上がってきたと思うんですけれども、試行錯誤をして結構苦勞している部分があるんだと思うんですよね。そういったものが、技術屋にしてみると、以前の技術屋にしてみると非常に大きな壁としてのしかかかっていて、一方で人は減っているし、これはなかなか大変なことになっているんだろうなというふうに、はたから見ていてそんなふうに感じます。

もちろんこれは透明性を高めたり、説明責任を果たすということで重要なことでもありますけれども、ぜひとも定常的なシステムとして確立いただいて、技術者が本来の技術の部分についてもきちんとさまざまな物を蓄積したり、あるいは伝承していけるというようなことを役所の中につくっていただく必要があるんじゃないかなと思っておりまして、そういう意味では、今のところかなり技術力について不安の残る部分が出てきちゃうところがないわけでもないのかなと、そんなことを感じておりますので、ぜひともその辺ご検討いただければというふうに思います。

行政評価室長 ありがとうございます。

では遠藤委員、お願いします。

遠藤 委員 10年前に農林水産部さんの方からお話をちょうだいしました。当時、知事認定の宮城県漁業士会というものの会長をさせていただいておりましたので、その関係でお声がけをいただいたのかなと思っております。専門が漁業ですのでそれ以外、特に農業はもう専門外ですし、土木に関しても初めて耳にすることが多かったので、大分ご迷惑をおかけした部分があったのかなと思います。

この会に参画させていただいて、一つの物を見るときの目線といいますか、視点の多様さという、そういうことを教えられたような気がします。大分勉強不足で本当にご迷惑をおかけしたと思います。いろいろ学ばせていただきました。ありがとうございます。

行政評価室長 ありがとうございます。

では加藤委員、お願いします。

加藤 委員 僕の場合も遠藤委員と同じように、今のような形じゃなくて、あの時は農林水産部でしたか産業経済部でしたか部ごとにやっていた委員会でしたので、その当時からやらせていただいていた。

自分自身は大学の研究者でもなくて、行政から大学の方に飛ばされて今いるような人間なものですから、会議の時に担当されている行政の方々に余りご負担にならないような、資料提供でも極力……。特に僕は今、福島県の公共事業評価委員会もやっているんですが、そこですと大体1地区当たり6ページぐらいに限定

された資料で出されてきています。ところが宮城県はかなりすごい資料を出していただいています。普段はそう思っているんですが、議論が始まってしまいますと、さらに追加資料の提出を要望したりして、かなりいろいろなことも言わせていただきました。このことについては非常に深く反省いたしております。

自分自身は農業土木が専門なんですが、今年度特に河川分科会の方にも入れていただいて、広く公共事業を見せていただきまして、大変勉強になりました。そういう意味では大変深く御礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

行政評価室長 ありがとうございました。

それでは山本委員、お願いします。

山本 委員 私はほかの委員の皆さんと違って今期で入ってきたものですから、何にびっくりしたかという、こんなにシステムチックに評価というものをされるのかというふうなですね、先ほど田中副部長さんのお話でもありましたが、私が来る前の7年間で随分変わったんだというのが、お話を聞いていまして非常にびっくりしたんですけれども。物すごく、先ほどの加藤委員と同じで、門外漢の私でも何をやるかというのかわかる資料を用意していただいて対応されている皆さんのご努力を感じました。

ただ、それを踏まえた上であえてなんですが、今日の資料にも出てきた点で2点気になったのは、事業費が非常に多くなるという事例が多く見られて、それは少なく見積もって後でふえてしまうということに対してのペナルティーがほとんどなくて、多分この会議で「これは問題じゃないか」って言われるくらいしかないからなのかと思うんですが、じゃあそれをいちいちここでどうこうではなくて、自分たちでそういう見積もりを正確にしていくためのモチベーションを持つような内部の制度が余りないんだというのを正直感じました。これについては、きょうのお話を聞いて、なるほどと思う半面、あれもテクニカルな話だけじゃなくて、みずからその見積もりを正確にしていこうとするための何か内部の仕組みが別途必要なんじゃないかなと思いました。

もう一つ、今日も出た事業計画の変更の話なんですが、私も加藤委員の言い方をすれば林業技術者で林業屋ですので、林業のことは自分が一番わかると思っっているんですね。だから計画の変更なんかもこうあるべきだというふうに、プロとしては思ってしまうんですが、やっぱりそれは本来市民に開かれた形で決めるべきというのがこの時代の流れなわけで、そのことに対しても時々そういうのが自分の自戒も込めてなんですが、プロフェッショナルとしての誇りが行き過ぎちゃっているような事業変更の例でも見られたので。これだけ進んでいる宮城県にしてこうなのだから、ほかの県ではもっと大変なんだろうなということが正直な感想なんですが、この辺りが今後もう少し変わっていくともっとよくなるのかなと思いました。ありがとうございました。

行政評価室長 ありがとうございました。

それは両角委員さん。

両角 委員 もともと出席率がよくなったのに、ことはさらにいろいろなことが加わりましてほとんど出なくなって、大変恐縮です。

今までのお話にありましたけれども、この評価はやっぱり非常に透明性が高く、私は評価の仕方としては非常にいいんじゃないかなというふうに思います。資料も非常にきちんと出していただいて、疑問も必ず答えていただいて、これは非常に素晴らしいことだと思います。

私は農業の関係で多少なりともお手伝いできるかなと思っていたんですが、ちょっと気になっておりましたのは、ほかの資料と相対ができるということですかね、農業もその中に一つにまぜて横断的な感じで評価できるということがよかったなと。こういうのをもう少し、農業は農業に閉じこもってなくて、こういう横並びで評価をしていくということですね。これは非常に勉強になりました。

それから今回2次事後評価ですね。大分いろいろ詰められましたけれど、これはさらに詰められると非常にいいものになるんじゃないかなと思います。事後評価ですね。これは期待をしていますというか、私はまたお手伝いできればと思います。

大変勉強になりました。どうもありがとうございました。

行政評価室長 徳永委員さん。

徳永 委員 私も8年間お世話になりました。

これまでもいろいろ各委員からありましたように、確かにこの7年間、8年間で随分変わってきたなというふうに思います。そういう意味で、最近の個別の事業に関してはほとんど事前にきっちり検討してきていただいているかなという気がしていますし、それから数年前ぐらいからですか、コストが削減できたというような事例も増えてきたということで、非常にうれしく思っていますが、必ずしもそのコスト縮減の方は、逆にいえば財政難ということなので、我々の影響よりそっちの方がはるかに大きいんだろうなと思ってはいるんですが、まだ何分こういうご時世ですので、やはりきっちり各事業を見直していただいて、より効率のいい行政や事業を進めていただければなというふうに思っています。

そういう意味で、実は一つ先ほど言い忘れたという感じになるんですが、事後評価の件なんですけれども、再評価についてはPDCAサイクルでうまく回ってくるようになったなというふうに思っているのですが、どうも先ほどの事後評価の位置づけですと、そのCまでで終わっちゃっていて、アクションから次のプランにとこの結びつきが、その事後評価をどう生かすかというところがですね、ちょっとまだ制度化がうまくできていないのかなという印象だったので、その辺を……。個別の事業の評価というよりは、やはり同じような事業を次にうまくやるにはどうしたらいいかということにより重点を置いて事後評価をやっただけであればいいのかなというふうに思っております。

それからもう一点は、やっぱり事業課間でかなりやり方も違うし温度差もあるという、ちょっと語弊がありますが、というところが最近特に気になってまして。それと、個別の事業ではなかなか問題が少なくなったというふうに言ったのですが、実はそのほかの事業との連携をとればもっとうまくいくんじゃないかとか、あるいはその建設の部分だけじゃなくて、それをどう運用していくかとい

うか、そちらの方のセクションとの関係とか、そういうところがより大きなウェートを占めてくるようになったのかなというふうに思っています、その第一歩としては、事業課間での情報の共有というのですかね。先ほど見積もりを正確にするということが都市計画課さんの方で指摘があったんですが、これはたまたまことし、ことしというか去年ですか、都市計画課さんだったけれどその前は下水道だったりとか。たまたまその課で指摘はあったけれども、でも全部共通する話ですよというのは結構あるので、そういうところを県庁内でうまく情報を共有していただきたいなというふうに思っています。

そういう意味では、何かきょうも象徴的なんですけど、自分の担当のところが終わると皆さん、お忙しいので帰って行かれるんですが。全回とは言わないですけども、この回は最初から最後まで聞いてくださいとか、課長さんぐらいにはそれぐらいやっていただければいいのかなというふうに思ったりもしております。最後にちょっと変なことを言いまして申しわけありませんが。

行政評価室長 ありがとうございました。
それでは、高橋委員さん。

高橋 委員 私も10年という長い間、農業部門からということなんですけれども、本当に何が何だかわからないで受けた役のようで、実際入ってみて最初の方は農業部門、専門が多かったのので何とか私でも頭の中で理解するところが多かったのですけれども、この大きい公共事業の部会になってからは、土木とかいろいろな部会が入って、私ではなかなか理解できない数字だらけのところだったりとか大変だったんですけれども。

きょう最後で、事後評価の報告を見ていて、随分10年で変わったなというのをつくづく思いましたし、農業部門では農家そのものが余り数値には強くなかったと思うのですね、10年前は。ところがほ場整備が進んで、今は法人化が進んでいますし、集団化になってきて、いや応なしに単価を計算したりとか、労務とかそういう管理が、農家そのものがそれに対応しつつあるので、こういうさっきの事後評価だって10年前ではとてもできないことだったんじゃないかと思って聞いていました。

我が家は法人にしてもう15年だからとっくにできていたんですけれども、実際今地域を見ると、やっと法人になってきて、要は機械も大型になったし、時間管理とかみんなタイムカードでしていますからね、法人にすると。だから、そういう会社になってきたというか……。この10年ですごくほ場整備が進んだことによって農家部門では大分変わったんだなって。数字であらわせるようになったし。つくづくこの委員会に出て感じました。以上です。

行政評価室長 ありがとうございました。
それでは、最後になりましたけれども森杉部会長さん。

森杉部会長 宮城県はこういう制度をやりましょうという形で、国の法律の前に先駆けてやっている県の一つでしてね、僕はそれ以来の付き合いでして、その先進性は立派なものだと思って今でも高く評価しております。

もう一つ、この調書がね、先ほどお話が、大分わかりやすくなったと言われたのでうれしくなっていたんですけど、本当に事務局のご苦労なんですけれども、事務局の担当者が歴代にわたって、ここで指摘された点を何回も何回もこの現場の担当の方と、こういうふうにしてほしい、こういうふうにしてほしいという格好の要望を出されて、多分お互いに神経をすり減らして、恐らく苦労されてこういう書き方になってきたんだろうと思うんです。それでもまだ問題があるというので、きょうも出てきますからね、これ。10年たってかなり変わってきているんですけども、普通の大学でも10年たつともう立派な大人になるんですけども、なかなか大人になれないと。さように、要するに評価という作業はやっぱりこれは時間、手間ひまがかかるんですね。ですからこういう評価の費用便益分析というのが本当に重要な時期になっていると思うんですが、それでも本当にわかりやすくなってきたんじゃないですかね。いや、先ほどの山本委員の言葉を聞いてうれしくなっちゃったんですけど。ちょっと調子に乗っているのかもしれませんが。

もう一つは、農業のことと漁業のこと、林業のことが大分わかりましたね、僕は。実は余りわからなかったんですけどね。今回はこの3年間、3年前からですよ、これは。一緒にやるようになったのは。「もっと」「その前でないですか」という声あり）その前からありましたか。「6年ぐらい前……」という声あり）そうですか。僕の方はこれはよくわかるようになりましてね。

それで、数字に弱いのは土木も同じですよ。そんなのはもう全く同じですよ。もちろんやっぱり農業の方が、あるいは漁業の方が、何というか経営体ですからね、基本的には。土木というのはどうしても公共事業そのままやって、経営という感覚は、高速道路とか港とかいうのはあるんですけども、普通は大体ないですよ。治水とかそういうものですから。むしろ合理的な数字の感覚を持っておられるのは農業とか漁業じゃないかと僕は思うんですけどね。土木と比べるとね。おかげで農業のことと漁業のことは本当に大分わかってきました。

それで、やっぱり最近はテレビで言っていますように、農業の近代化の審議会の方向で、結局いろいろな改革で経営の拡大とかいう形で効率性を上げていくというような方向性の議論が行われているようですが、こういう議論がここで直接連動しているような状況であると思います。今後も恐らくこの問題はここで緊迫した状況が続いていくんじゃないかと思えます。農業の生産性の向上を期待しています。土木ももちろんそうなんですけれども。

余りやると何ぼでも続きますので、あとは懇親会があるというお話でありますので、その辺の方でお話しさせていただくことにします。ありがとうございました。

行政評価室長 ありがとうございました。

ただいまいただきました意見ですが、良きところとされたことにつきましては、さらにその点を伸ばしていくことにしていきたいと思えます。また、改善とか検討が必要なものにつきましては、今後検討を加えてまいりまして、より良い評価制度にしていきたいと思います。このように考えておりますので、今後いろいろな場面でまたご支援を賜ることになるかと思えますけれども、その節にはひとつよろしくお願いを申し上げます。

御礼を申し上げまして、その他の二つ目につきまして終了させていただきたい

と思います。ありがとうございました。

司 会 委員の皆様、ありがとうございました。

また、今期3カ年、たくさんの貴重なご意見、ご指導をいただきましてまことにありがとうございました。

最後になりますが、行政評価委員会の開催についてご連絡いたします。

行政評価委員会はこの部会の親委員会になります。こちらの方は次回が3月23日月曜日午後1時半から開催の予定としております。本部会からは森杉部会長、田中副部会長、沼倉委員に行政評価委員会の方の委員としてご出席いただくことになります。後日、文書にてご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございますが、何かご質問等はございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして平成20年度第6回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会並びに本年度の部会の議事の一切を終了いたします。どうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 徳 永 幸 之 印

議事録署名人 両 角 和 夫 印